

インデックス

青色、アンダーラインの部分にカーソルを当て、**Ctrl** キーを押しながらクリックすると該当する部分に移動します。第2条以降の各名称は便宜上訳者が仮に設定したものです。

第1章 一般条項

第1条 用語の意味

- 第2条 会社の義務
- 第3条 株主の免責
- 第4条 法律の適用
- 第5条 会社の住所と名前
- 第6条 会社の期間

第2章 設立、会社定款および会社定款変更、会社登記および広告

第1部 設立

- 第7条 法人資格
- 第8条 設立証書
- 第9条 設立申請
- 第10条 補足資料
- 第11条 申請方法
- 第12条 支払先
- 第13条 設立前の利害
- 第14条 設立前の責任

第2部 会社定款および会社定款の変更

第1節 会社定款

- 第15条 定款の内容
- 第16条 会社の名前
- 第17条 会社の本籍地
- 第18条 会社の目的と目標

第2節 会社定款変更

- 第19条 変更の決定
- 第20条 破産後の変更
- 第21条 大臣の承認
- 第22条 設立期間の変更
- 第23条 変更の発効
- 第24条 公開企業
- 第25条 公開企業への変更
- 第26条 合併、買収による変更
- 第27条 申請の却下

第 28 条 法人資格の批准

第 3 部 会社登記および広告

第 1 節 会社登記

第 29 条 登記の内容

第 2 節 広告

第 30 条 広告の内容

第 3 章 資本金および株式

第 1 部 資本金

- 第 31 条 授權資本
- 第 32 条 授權資本の金額
- 第 33 条 引受資本と払込資本
- 第 34 条 資本金の支払
- 第 35 条 支払の条件
- 第 36 条 株式発行の制限

第 2 部 資本金保護および会社資産

- 第 37 条 株式の買戻し
- 第 38 条 買戻しの制限
- 第 39 条 買戻しの権限
- 第 40 条 買戻し株式の制約

第 3 部 資本金増加

- 第 41 条 増加の権限
- 第 42 条 株主総会での決議
- 第 43 条 増加株式の制約

第 4 部 資本金減少

- 第 44 条 減少の決議
- 第 45 条 減少に対する異議
- 第 46 条 大臣の承認
- 第 47 条 減少の実施

第 5 部 株式

- 第 48 条 所有権
- 第 49 条 額面価格
- 第 50 条 株主登録簿
- 第 51 条 所有権の証明
- 第 52 条 所有者の権限
- 第 53 条 株式の分類

- 第 54 条 額面価格の分割
- 第 55 条 権利の委譲
- 第 56 条 移譲の手続き
- 第 57 条 移譲の要件
- 第 58 条 第三者への提示
- 第 59 条 移譲の期限
- 第 60 条 株式の形
- 第 61 条 会社の提訴
- 第 62 条 株式の買い取り

第 4 章 業務計画書、年次報告書、および利益使途

第 1 部 業務計画書

- 第 63 条 年次事業計画
- 第 64 条 事業計画の手続き
- 第 65 条 事業計画の適用

第 2 部 年次報告書

- 第 66 条 年次報告書の内容
- 第 67 条 年次報告書の説明
- 第 68 条 年次報告書の監査
- 第 69 条 年次報告書の承認

第 3 部 利益使途

- 第 70 条 準備金
- 第 71 条 準備金の残り
- 第 72 条 配当金
- 第 73 条 特別準備金

第 5 章 社会および環境責任

- 第 74 条 会社の責任

第 6 章 株主総会

- 第 75 条 株主総会の権限
- 第 76 条 開催場所
- 第 77 条 別の開催方法
- 第 78 条 株主総会の種類
- 第 79 条 株主総会の通知
- 第 80 条 開催の権限
- 第 81 条 地方裁判所による開催
- 第 82 条 株主総会の資料
- 第 83 条 発行者からの通知
- 第 84 条 株式の投票権
- 第 85 条 株主の投票権
- 第 86 条 株主総会開催の条件

- 第 87 条 株主総会の決議
- 第 88 条 定款変更のための株主総会
- 第 89 条 会社の合併等のための株主総会
- 第 90 条 議事録
- 第 91 条 書面での決議

第 7 章 取締役会および監査役会

第 1 部 取締役会

- 第 92 条 取締役会の責務
- 第 93 条 取締役会メンバーの条件
- 第 94 条 取締役会メンバーの指名
- 第 95 条 取締役会メンバーの解任
- 第 96 条 取締役会メンバーの報酬
- 第 97 条 取締役会メンバーの責任
- 第 98 条 取締役会メンバーの権限
- 第 99 条 権限の解除
- 第 100 条 取締役会の義務
- 第 101 条 株式所有の報告義務
- 第 102 条 資産の譲渡と確保
- 第 103 条 代理権の付与
- 第 104 条 倒産の責任
- 第 105 条 解任の手続き
- 第 106 条 停職の手続き
- 第 107 条 辞任の手続き

第 2 部 監査役会

- 第 108 条 監査役会の責務
- 第 109 条 イスラム戒律監督会
- 第 110 条 監査役会メンバーの条件
- 第 111 条 監査役会メンバーの指名
- 第 112 条 監査役会メンバーの解任
- 第 113 条 監査役会メンバーの報酬
- 第 114 条 監査役会メンバーの責任
- 第 115 条 倒産の責任
- 第 116 条 監査役会の義務
- 第 117 条 監査役会の権限
- 第 118 条 監査役会による経営
- 第 119 条 解任の手続き
- 第 120 条 代表監査役
- 第 121 条 監査役会委員会

第 8 章 吸収合併、解散、買収および分割

- 第 122 条 吸収合併される会社の解散
- 第 123 条 合併計画の作成
- 第 124 条 同上

- 第 125 条 買収計画の作成
- 第 126 条 利害関係者への配慮
- 第 127 条 吸収合併、対等合併、買収、および分割の告知
- 第 128 条 吸収合併、対等合併、買収、および分割の証書
- 第 129 条 吸収合併の証書
- 第 130 条 吸収合併の証書の同封
- 第 131 条 買収証書の添付
- 第 132 条 登記と広告
- 第 133 条 合併の告知
- 第 134 条 政府の規制
- 第 135 条 会社の分割
- 第 136 条 政府の規制
- 第 137 条 上場会社への適用

第 9 章 会社の査察

- 第 138 条 査察の手続き
- 第 139 条 査察の専門家
- 第 140 条 査察結果報告書
- 第 141 条 査察のコスト負担

第 10 章 法人としての会社の解散、清算および終了

- 第 142 条 解散の手続き
- 第 143 条 清算中の取り扱い
- 第 144 条 解散の決議
- 第 145 条 会社の存続期間
- 第 146 条 解散の要求
- 第 147 条 解散の通知
- 第 148 条 清算人の責任
- 第 149 条 清算人の義務
- 第 150 条 債権者による請求
- 第 151 条 清算人の解任
- 第 152 条 法人資格の消滅

第 11 章 費用

- 第 153 条 費用の取り扱い

第 12 章 諸条項

- 第 154 条 株式市場の規制
- 第 155 条 刑法との関係
- 第 156 条 専門家チーム

第 13 章 その他条項

- 第 157 条 定款の修正
- 第 158 条 強制的修正

第 14 章 結び条項

第 159 条 本法律の有効期限

第 160 条 旧法の失効

第 161 条 官報への掲載

インドネシア共和国法律

2007 年 40 号

事案

有限責任会社

唯一絶対の神の加護の下

インドネシア共和国大統領は

- 以下に鑑み：
- a. 即ち、均衡の取れた成長と国家経済の一体性のための地域社会、公正な効率、持続性、環境への配慮、独立性ならびに保護手段の原則を伴う経済的民主主義に基づき実施された国家経済は、地域社会の繁栄創造の背景の下の強い経済的組織体制により支援される必要があること、
 - b. 即ち、世界経済の発展ならびに来るべきグローバル時代の科学と技術における進歩に直面し、国家経済開発を増大させ、そして同時に実業界のための強力な基盤を提供することの背景において、実業界のための適切な環境を確実に実行出来る有限責任会社を規制する法律を実効させるための支援が必要である、
 - c. 即ち、国家経済開発の柱の一つとしての有限責任会社は、家族精神の原則に基づく相互の努力として作られた国家開発のさらなる加速させめため、法的な基盤を与えられ必要がある、
 - d. 即ち、有限責任会社についての 1995 年 1 号法律はもはや法律の発展および社会の要求にそぐわない結果、この新しい法律に置き換えられることが必要であると考えられる、
 - e. 即ち、文面 a、文面 b、文面 c、そして文面 d で述べられたような検討に基づき、有限責任会社についての法律を制定することが必要である、

インドネシア共和国 1945 年憲法の第 5 条第(1)節、第 20 条および第 33 条を鑑み、

国民代表議会

ならびに

インドネシア共和国大統領は

全員一致の合意により

有限責任会社についての法律を定めるため、

以下の通り決議した。

第1章

一般条項

第1条

用語の意味

本法律における用語は以下のような意味を持つ。

1. 有限責任会社とは、以下、会社と称され、株式に分割された会社の授権資本で事業活動を行うために、契約に基づき設立された、資本提携を構成する法的存在を意味し、本法律に定められた要件を満足し、そして規則を実践する。
2. 会社機関とは、株主総会、取締役会ならびに監査役会を意味する。
3. 社会的および環境面の責任とは、生活と環境の質を向上させるための、会社自身、地域社会ならびに一般的に言われる社会にとって価値のある、持続可能な経済発展に参画するめたの会社の約束を意味する。
4. 以降、株主総会と称される株主の総会とは、本法律あるいは会社定款に規定された範囲内で、取締役会あるいは監査役会には与えられない権限を持つ、会社の機関を意味する。
5. 取締役とは、会社定款の条項に従い法廷の内外において会社を代表すると共に、会社の目標および目的に従い、会社の利益のために会社を経営する権限および全責任を持つ、会社の機関を意味する。
6. 監査役会とは、会社定款に従い、取締役会に助言を提供すると共に、一般的あるいは特別な監督を行う責任を持つ会社の機関を意味する。
7. 発行者とは、上場会社あるいは株式市場における条項ならびに法規に従い、株式の一般公募を実施する会社を意味する。
8. 上場会社とは、株式市場における条項ならびに法規に従い、株主の数ならびに払込資本の総額の条件を満たす会社を意味する。
9. 吸収合併とは、法律の施行により吸収される会社の資産および負債の、存続する会社への移転を生じ、その後吸収される会社の法人としての資格が法律の施行により停止する、他の既存の会社と併合するための、一つ以上の会社により取られる法的な行動を意味する。
10. 対等合併とは、法律の施行により併合される会社からの資産および負債を取得し、法律の施行により併合される会社の法人資格が停止する、新しい会社を設立することによりそれらの会社を合併するために二つ以上の会社により取られる法的な行動を意味する。
11. 買収とは、結果として会社の管理を移転することになる、会社の株式を取得するために、法人あるいは個人により行われる法的な行動を意味する。

12. 分割とは、会社の全ての資産ならびに負債が法的に二つ以上の会社に移転されることになる、あるいは会社の一部の資産ならびに負債が法的に一つ以上の会社に移転されることになる、その事業を分割するために会社により取られる法的な行動を意味する。
13. 書留郵便とは、受信者からの署名と受領日により証明される、受信者に宛てられた手紙を意味する。
14. 新聞とは、全国で発刊されるインドネシア語の日刊紙を意味する。
15. 日とは、暦日を意味する。
16. 大臣とは、その責務および責任が法律および人権分野にある大臣を意味する。

第 2 条

会社の義務

会社は法規、社会秩序、ならびに倫理に反しない事業活動を行うと共に、目標および目的を持たなくてはならない。

第 3 条

株主の免責

- (1) 会社の株主は会社を代表して結ばれた契約に対する個人的な責任は無く、それぞれの持ち株分を超えた会社の損失に対する責任は無い。
- (2) (1)項に述べられた規定は以下の場合には適用されない：
 - a. 法人としての会社に対する要件が満たされていない。
 - b. 関連する株主が、直接あるいは間接的に、悪意を持って、個人的な利害のために会社を利用する。
 - c. 関連する株主が会社が犯した違法行為に関わる。
 - d. 関連する株主が、直接あるいは間接的に、会社の資産を違法に活用し、結果として会社の資産が会社の負債を清算するのに不足となってしまう。

第 4 条

法律の適用

法律、会社定款、およびその他の法的規定は会社に適用される。

第 5 条

会社の住所と名前

- (1) 会社は定款で決められた通り、名称およびインドネシア共和国の領域内の本籍を持つ。
- (2) 会社は本籍に基づく完全な住所を持つ。
- (3) 会社が関係する通信文書、会社発行の告知、印刷物、および証書には、会社の名称および完全な住所が示されてなくてはならない。

第 6 条

会社の期間

会社は定款に定められた通りの有期限あるいは無期限で設立出来る。

第 II 章

設立、会社定款および会社定款変更、会社登記および広告

第 1 部

設立

第 7 条

法人資格

- (1) 会社はインドネシア語で書かれた公証人証書に基づき (弐) 2 名以上の者により設立される。
- (2) 会社発起人各位は会社設立時に株式を発行する義務がある。
- (3) (2)項で述べられた規定は対等合併においては適用されない。
- (4) 会社は会社の法人としての批准に関する大臣布告の発表日付けで法人資格を取得する。
- (5) 会社が法人資格を取得した後に株主の数が (弐) 2 名未満になった場合は、その状況から (六) 6 ヶ月間以内に、関係する株主は自分たちの株式の一部を他の人間に譲渡する義務を持ち、あるいは会社は他の人間に対して新しい株式を発行する。
- (6) (5)項で述べられた期間が過ぎ、そしてまだ (弐) 2 名未満の株主しか居ない事態においては、株主は全ての契約／法的提携および会社の損失に対して個人的に責任があり、利害関係者の要求に応じて、地方裁判所は会社を閉じることがある。
- (7) (1)項で述べられたような会社は (弐) 2 名以上の者により設立されることを要求する規定、ならびに(5)と(6)の規定は共に、以下のことには適用されない：
 - a. 国有有限責任会社

- b. 証券取引管理会社、手形決済および引受所、保管および決済代行機関、資本市場の法律により規制されるその他の機関

第 8 条

設立証書

- (1) 設立証書は定款およびその他会社設立に関する情報を明確にする。
- (2) (1)項に述べられたその他情報は少なくとも以下のことを含む：
 - a. 個人発起人の氏名、誕生日および生地、職業、住所および国籍、あるいは会社の法人発起人の社名、本籍、完全な住所ならびに批准に関する大臣布告の番号と日付
 - b. 指名される取締役会および監査役会の最初のメンバーの氏名、誕生日および生地、職業、住所および国籍
 - c. 株式を引受済の株主の氏名、株式数の明細、そして引受済および払込済の株式の額面価格
- (3) 設立証書作成に際し、発起人は委任状により他の者に代理されることが出来る。

第 9 条

設立申請

- (1) 第 7 条(4)項に述べられている会社の法人資格の批准に関する大臣布告を取得するために、発起人は少なくとも以下のことを書式に記入した上で、共同で電子法人管理システム情報技術サービスを通じて大臣に申請書を提出する：
 - a. 会社の名称および本籍
 - b. 会社の設立期間
 - c. 会社の目標および目的ならびに事業活動
 - d. 授権資本、引受資本、および払込資本の金額
 - e. 会社の完全な住所
- (2) (1)項に述べられた書式への記入の前に、会社名の申請をしなくてはならない。
- (3) (1)項および(2)項で述べられたように、発起人が自身で申請しない場合は、発起人は公証人にのみ代理権限を与えることが出来る。
- (4) 申請手続きおよび会社名の使用に関する更なる規定は政令により定められる。

第 10 条

補足資料

- (1) 第 9 条(1)項で述べられた大臣布告を取得するための申請は、成立証書の署名日から（六拾）60 日以内に補足資料による情報を完備した上で、大臣宛てに提出しなくてはならない。
- (2) (1)項で述べられた補足資料についての規定は大臣令で定められる。
- (3) 第 9 条(1)項に述べられた書式および(1)項に述べられた補足資料の情報が法律の規定に合っている場合は、大臣は該当の申請に対して異議が無い旨をオンラインで直接布告する。
- (4) 第 9 条(1)項に述べられた書式および(1)項に述べられた補足資料の情報が法律の規定に合っていない場合は、大臣は却下とその理由をオンラインで直接通知する。
- (5) (3)項で述べられた却下しない声明日付から（参拾）30 日以内に、該当する申請者は補足資料を添付した申請書の正本を提出する義務がある。
- (6) (5)項で述べられた全ての要件が（壹拾四）14 日以内に完全に達成された場合は、大臣はオンラインで署名された法人としての会社の批准に関して布告を発行する。
- (7) (5)項で述べられた補足資料の期日および完成度についての要件が達成されない場合は、大臣はオンラインで申請者に直接その事を通告し、(3)項で述べられた却下しない旨の声明は無効となる。
- (8) 却下しない旨の声明が無効となった場合、申請者は(5)項で述べられたように、第 9 条(1)項で述べられた通り大臣の布告を取得するために申請を再提出することが出来る。
- (9) 大臣布告を取得するための申請が(1)項に述べられた期限内に提出されない場合は、設立証書はその期限の無効日において無効とされ、ならびにまだ法人資格を持たない会社は法律の施行により解散となり、その清算は発起人により行われる。
- (10)(1)項で述べられた期限についての規定は、最新性についても同様に適用される。

第 11 条

申請方法

インターネット環境が使えない特定の地域のための、第 7 条(4)項に述べられた大臣規定を取得するための申請提出についての更なる条項は、大臣令において規制される。

第 12 条

支払先

- (1) 株式の所有ならびに会社の設立に先立ち各発起人により行われる支払先についての法的な行動は、設立証書に明記される。

- (2) (1)項に述べられた法的な行動が本来の証書でないものに明記されている場合は、その証書は設立証書に添付されなくてはならない。
- (3) (1)項に述べられた法的な行動が本来の証書に明記されている場合は、その本来の証書を作成している公証人の本籍地と同様に番号、日付および名前が会社設立証書に記載されていなくてはならない。
- (4) (1), (2)および(3)項で述べられた条項が満たされない場合、その法的行動は権利ならびに義務には該当せず、会社を拘束することもない。

第 13 条

設立前の利害

- (1) まだ設立されていない会社の利害のための各発起人による法的行動は、会社の最初の株主総会が、各発起人あるいはその代理人による法的行動から発生する全ての権利および義務を受け入れるかあるいは請け負うことを明確に述べた場合、会社が法人になった後でその会社を拘束する。
- (2) (1)項に述べられた最初の株主総会は会社が法人資格を取得した後、(六拾) 60 日以内に行われなくてはならない。
- (3) (2)項に述べられた株主総会での決議は、投票権を持つ全ての株式を代表する株主が出席し、決議が全員一致で承認された場合に有効となる。
- (4) (2)項に述べられた期間内に株主総会が開催されない場合、あるいは株主総会において(3)項に述べられた決議が採用に至らなかった場合、そのような法的行動を取っている各発起人は、その結果として起こり得ることに対して個人的に責任を負う。
- (5) (2)項に述べられた株主総会の承認は、そのような法的行動が、会社の設立に先立ち、全ての発起人各位により書面で実施あるいは承認された場合は必要とされない。

第 14 条

設立前の責任

- (1) 法人資格を未取得の会社を代表しての法的な行動は、会社の監査役会の全メンバーと同様、全発起人を伴った、取締役会の全メンバーのみにより実施され、彼らはその法的行動に対して、共にそしてそれぞれに責任を負う。
- (2) (1)項に述べられた法的行動が、法人資格を未取得の会社を代表して発起人により行われた場合、関係する発起人はその法的行動に対する責任を負い、その法的行動は会社を拘束しない。
- (3) (1)項に述べられた法的行動は、法の施行により、会社が法人になった後には会社の責任となる。
- (4) (2)項に述べられた法的行動は、その法的行動が会社の全ての株主が出席した株主総会において全ての株主により承認された後にのみ拘束され、そして会社の責任となる。

- (5) (4)項に述べられた株主総会は、会社が法人資格を取得した後、（六拾）60日以内に開催すべき最初の株主総会となる。

第2部

会社定款および会社定款の変更

第1節

会社定款

第15条

定款の内容

- (1) 第8条(1)項に述べられた会社定款には少なくとも以下のことを含む：
- a. 会社の名前および本籍地；
 - b. 会社の目的と目標ならびに事業活動；
 - c. 会社の設立期間；
 - d. 授權資本、引受資本および払込資本の金額；
 - e. 株式の数、該当する場合は各分類毎の株式の数を含む株式分類、各株式に付与される権利、そして各株式の額面価格；
 - f. 取締役会および監査役会のメンバーの肩書あるいは地位の名前および人数；
 - g. 株主総会を開催するための場所と手続きの決定；
 - h. 取締役会および監査役会のメンバーの指名、交代および解任の手続き；
 - i. 利益使途および配当金分配の手続き。
- (2) (1)項に述べられた条項とは別に、会社定款は本法律と相反しない他の条項を含むことができる。
- (3) 会社定款は以下のことを含むことが出来ない：
- a. 株式上の確定利息の受け取りに関わる条項；あるいは
 - b. 発起人あるいは第三者に対する個人的な利益の供与に関わる条項。

第16条

会社の名前

- (1) 会社は以下のような名前を使うことは出来ない：

- a. 他社が合法的に使っている名前あるいは基本的に他社の名前と同じもの；
 - b. 社会秩序および倫理に反するもの；
 - c. 関連先からの許可がある場合を除き、国家機関、政府機関あるいは国際機関の名前と同じあるいは類似したもの；
 - d. 目的と目標および事業活動と一致しないもの、あるいは名前無しで目的と目標のみを表示したもの；
 - e. 用語の形をなしていない数字あるいは数列、文字あるいは文字列からなるもの；
 - f. 会社、法人あるいは民間団体を意味するもの。
- (2) 会社の名前の前には“*Perseroan Terbatas*”（有限責任会社）あるいはその略語である“PT”を付けなくてはならない。
- (3) *Public Company*（株式公開会社）の場合、適用可能な(2)項に述べられた条項とは別に、会社の名前の末尾に略語“Tbk”を追加しなくてはならない。
- (4) 会社名の利用についての手続きに関するさらなる条項は、政府規定により定められる。

第 17 条

会社の本籍地

- (1) 会社は会社定款に定められたインドネシア共和国の領域内の市あるいは行政区に本籍を持たなくてはならない。
- (2) (1)項に述べられた本籍地は同時に会社の本社であること。

第 18 条

会社の目的と目標

- (1) 会社は会社定款に表明され、法律の条項に合致した目的と目標ならびに事業活動を持たなくてはならない。

第 2 節

会社定款変更

第 19 条

変更の決定

- (1) 会社定款に対する変更は株主総会により決定される。

- (2) 会社定款の変更についての議題は株主総会の通知に明確に表示されること。

第 20 条

破産後の変更

- (1) 破産を宣告された会社の定款に対する変更は、管財人からの承認がある場合を除き行うことは出来ない。
- (2) (1)項で述べられた管財人の承認は、大臣への会社定款の変更の承認および通知申請に添付される。

第 21 条

大臣の承認

- (1) 会社定款に対する特定の変更は、大臣からの承認が必要である。
- (2) (1)項で述べられた会社定款の特定の変更は以下のことからなる：
- a. 会社の名前あるいは本籍地；
 - b. 会社の目的および目標ならびに事業活動；
 - c. 会社の設立期間；
 - d. 授權資本金額；
 - e. 引受資本および払込資本の減額；ならびに
 - f. 株式非公開会社から株式発行会社あるいはその他の会社への資格の変更。
- (3) (2)項で述べられた以外の会社定款の変更は、大臣への通知のみが必要とされる。
- (4) (2) 項および(3)項で述べられた会社定款の変更は、インドネシア語で、公証人証書に明示あるいは記載されること。
- (5) 議事録である公証人証書に記述されていない会社定款の変更は、株主総会の決議日の（参拾）30 日以内に公証人証書に記述されること。
- (6) (5)項で述べられた通り、（参拾）30 日を経過した時点で、会社定款の変更を公証人証書に記述することは出来ない。
- (7) (2)で述べられた会社定款の変更の承認の申請は、会社定款の変更を含む公証人証書の日付の（参拾）30 日以内に大臣に提出されること。
- (8) (7)項で述べられた条項は、大臣への会社定款の変更の通知についても同様に適用する。
- (9) (7)項で述べられた（参拾）30 日の期間が経過した後は、会社定款の変更の承認の申請あるいは通知は大臣に提出あるいは送付することは出来ない。

第 22 条

設立期間の変更

- (1) 会社定款に記載された会社設立期間の延長に関する会社定款の変更の承認のための申請は、会社の設立期間が終了する（六拾）60 日以上前に提出されなくてはならない。
- (2) 大臣はその会社の設立の最終日に遅れることなく、(1)項に述べられた会社設立期間の延長のための申請に承認を与えること。

第 23 条

変更の発効

- (1) 第 21 条(2)項で述べられた会社定款の変更は、会社定款の変更の承認に関する大臣布告の発行日付けで有効となる。
- (2) 第 21 条(3)項で述べられた会社定款の変更は、会社定款変更の大臣による通知受取の発行日付で有効となる。
- (3) (1)項および(2)項で述べられた条項は本法律が他に定めるところには適用されない。

第 24 条

公開企業

- (1) その資本金と株主の数が株式市場分野における法律の条項に基づく公開企業の条件を満たしている会社は、その条件を満たした日付の（参拾）30 日以内に、第 21 条(2)項 f 文に述べられた会社定款を変更する義務がある。
- (2) (1)項で述べられた会社の取締役会は、株式市場分野における法律の条項に基づき、登記申立書を提出する義務がある。

第 25 条

公開企業への変更

- (1) 株式非公開会社から株式発行会社への会社の資格の変更に関する会社定款の変更は、以下の時点で有効となる：
 - a. 株式公開企業のための株式市場監視機関へ提出された登記申立書の発行日；または
 - b. 株式市場の分野における法律の条項に基づき株式の公開提示を行うために、株式市場監視機関への登記申立書を提出した会社による公開提示の実行日。
- (2) (1)項 a 文に述べられた会社の登記申立書が発効しない、あるいは(1)項 b 文に述べられた登記申立書を提出した会社が株式の公開提示の実行を怠った場合は、その会社は、大臣からの承認の日付の（六）6 ヶ月以内に再び会社定款の変更をしなくてはならない。

第 26 条

合併、買収による変更

合併または買収の形で行われる会社定款の変更は以下の時点で有効となる：

- a. 大臣からの承認の日付；
- b. 大臣の承認において決定された遅い方の日付；または
- c. 大臣からの会社定款の変更の通知の受け取りの日付、あるいは合併証書あるいは買収証書において決定された遅い方の日付。

第 27 条

申請の却下

第 21 条(2)項で述べられた会社定款の変更についての承認の申請は、以下の場合には却下される：

- a. 会社定款の変更の手続きに関する条項に反している；
- b. 変更の内容が法律の条項、社会秩序あるいは倫理に反している、または
- c. 資本金の減少に関する株主総会の決議に対して債権者からの異議がある。

第 28 条

法人資格の批准

会社の法人資格の批准に関する大臣布告を得るための申請の提出の手続き、ならびに第 9 条、第 10 条、および第 11 条に述べられた異議に関する条項は、ここにおける会社定款の変更の承認の申請ならびに異議の提出に対するものと同様に適用される。

第 3 部

会社登記および広告

第 1 節

会社登記

第 29 条

登記の内容

- (1) 会社の登記は大臣により行われる。
- (2) (1)項に述べられた会社登記は以下のような会社に関するデータを含む：
 - a. 社名および本籍、目的および目標ならびに事業活動、設立期間、そして資本；

- b. 第 5 条で述べられた会社の正式住所；
 - c. 第 7 条(4)項で述べられた設立証書の番号および日付ならびに法人としての会社の資格批准に関する大臣布告；
 - d. 第 23 条(1)項で述べられた会社定款の変更の証書の番号および日付、ならびに大臣からの承認；
 - e. 第 23 条(2)項で述べられた会社定款の変更の証書の番号および日付、ならびに大臣による通知の受領の日付；
 - f. 設立証書および会社定款の変更証書を作成した公証人の氏名および本籍；
 - g. 会社の株主、取締役会メンバー、ならびに監査役会メンバーの正式氏名および正式住所；
 - h. 大臣に通知された会社の終結証書の番号および日付、あるいは終結についての法廷裁定の番号および日付；
 - i. 法人としての会社の資格の消滅
 - j. 会計監査が必要とされる会社についての会計年度からの貸借対照表および損益計算書。
- (3) (2)項で述べられた会社の日付は、以下の日付と同じ日付で会社登記に含まれる；
- a. 会社の法人資格の批准に関する大臣布告、承認が必要な会社定款の承認；
 - b. 承認が必要ではない会社定款への変更の通知の受領；あるいは
 - c. 会社定款の変更を含まない会社データの変更の通知の受領。
- (4) (2)項文字 g で述べられた条項の、発行者である株主の正式氏名および住所に関しては、株式市場の分野における法律の条項に従う。
- (5) (1)項で述べられた会社登記は一般公開される。
- (6) 会社登記に関するさらなる条項は、大臣規定において定められる。

第 2 節

広告

第 30 条

公告の内容

- (1) 大臣はインドネシア共和国の官報での補足で告知する：
- a. 第 7 条(4)項で述べられた会社設立証書および大臣布告；

- b. 第 21 条(1)項で述べられた会社定款の変更証書および大臣布告；
 - c. 通知が大臣により受領された会社定款の変更証書。
- (2) (1)項で述べられた告知は(1)項文字 a および文字 b で述べられた大臣布告、あるいは(1)項文字 c で述べられた通知の受領の日付の遅くとも（壱拾四）14 日の期間内に大臣により行われる。
- (3) 告知の手続きに関するさらなる条項は法律の条項に従って行われる。

第 3 章

資本金および株式

第 1 部

資本金

第 31 条

授權資本

- (1) 会社の授權資本は株式の額面総額からなる。
- (2) (1)項で述べられた条項は会社の資本が額面価格を持たない株式からなることを規定する株式市場の分野における法律条項の可能性を排除しない。

第 32 条

授權資本の金額

- (1) 会社の授權資本は最低 Rp 50,000,000（五千萬ルピア）とする。
- (2) 特定の事業活動を規定する法律は、(1)項で述べられた授權資本の条項よりも大きい会社の資本金の最低総額を決定することが出来る。
- (3) (1)項で述べられた授權資本の総額に対する変更は、政府の法律により定められる。

第 33 条

引受資本と払込資本

- (1) 第 32 条で述べられた授權資本の少なくとも（弐拾五）25%はその全額が引受および払込がなされなくてはならない。
- (2) (1)項で述べられた全額での引受および払込資本は有効な支払証憑により証明される。
- (3) 引受資本を増額するための適時の株式の追加発行は全額を払込されなければならない。

第 34 条

資本金の支払

- (1) 株式資本の支払は金銭または他の形で行われる。
- (2) (1)項で述べられたように株式資本が他の形で支払われた場合は、支払われた株式資本の価値は市場価格に基づくか、あるいは独立機関により決定された適切な価値に基づき決められる。
- (3) 固定資産の形での株式資本の支払は、設立証書の署名の後、あるいは株主総会がそのような株式の支払を決議した後、(壱拾四) 14 日の期間内に(壱) 1 紙以上の新聞で告知しなければならない。

第 35 条

支払の条件

- (1) 会社に対して受取勘定を有する株主および債権者は、株主総会の承認がある場合を除き、既に予約済の株式価格を払込むために、受取勘定でその支払義務を相殺することは出来ない。
- (2) 株式の支払に対して相殺出来る(1)項で述べられた会社に対する受取勘定は以下の理由による会社に対する請求に関するものである：
 - a. 会社は既に金銭あるいは金銭価値のある有形または無形の物品の提供を受領している。
 - b. 会社の負債の保証人となる関係者は既に会社の負債の保証額の全額を支払い済み、あるいは
 - c. 会社は第三者の負債の保証人となり、会社は金銭あるいは金銭価値のある物品の形で利益を享受しており、会社は実際にそれを直接あるいは間接的に受け取っている。
- (3) (1)で述べられた株主総会の決議は、本法律あるいは会社定款について述べられた会社定款を変更するための投票の会議、定数および投票数の通知に関する条項に則り行われた場合は有効である。

第 36 条

- (1) 会社は、会社自身あるいは他の会社のいずれかにより、直接あるいは間接的に所有されるための株式を発行することは許されない。
- (2) (1)項で述べられた株式所有権についての禁止事項は、法律の運用、授与、あるいは相続による譲渡に基づき得られた株式所有権には有効とならない。
- (3) (2)項で述べられた取得された株式は、譲渡日の後の(壱) 1 年の期間内に会社内の株式を所有することが禁止されていない他の関係者に譲渡されなければならない。

- (4) (1)項で述べられた他の会社が証券会社の場合は、株式市場分野における法律の条項が適用される。

第 2 部

資本金保護および会社資産

第 37 条

株式の買戻し

- (1) 会社は以下の条件で発行された株式を買い戻すことが出来る：
- a. 株式の買戻しは会社の正味資産が引受資本と別にしておいた法定準備金を足したものより少なくなる結果にならない、ならびに
 - b. 会社により買い戻された全ての株式の額面総額および会社自身、またはその株式が直接あるいは間接的に会社に所有される他の会社により保有された株式の担保あるいは株式上の信託債権が、株式市場分野の法律により規定される場合を除き、会社の引受資本の総額の（拾パーセント）10%を超えない。
- (2) 直接あるいは間接的であれ、(1)項と反する株式の買戻しは法律の運用により無効と見做される。
- (3) 取締役会は(2)項で述べられた法律の運用により無効とされた買戻しの結果である、良心に基づき行動した株主が被った損失に対して共同ならびに個別に責任を負う。
- (4) (1)項で述べられた会社により買戻しされた株式は、(参) 3年を超えない限りにおいて会社により保有されることが出来る。

第 38 条

買戻しの制限

- (1) 第 37 条(1)項で述べられた株式の買戻し、あるいはさらなる譲渡は、株式市場分野での法律において他に定めがある場合を除き、株主総会の承認に基づいてのみ行うことが出来る。
- (2) (1)項で述べられた承認を含む株主総会の決議は、本法律あるいは会社定款において規定された会社定款を変更するための会議、定数、ならびに投票の数の承認に関する条項に則り採用されている場合は有効である。

第 39 条

買戻しの権限

- (1) 株主総会は（壱）1年を超えない期間において、第 38 条で述べられた株主総会の決議の実行を承認する権限を取締役に与えることが出来る。

- (2) (1)項で述べられた権限の授与は、同じ期間について毎回延長されることが出来る。
- (3) (1)項で述べられた権限の授与は、株主総会により随時取り消されることが出来る。

第40条

買戻し株式の制約

- (1) 買戻し、法律の運用による譲渡、授与または遺産により会社により所有される株式は株主総会における投票に使われることは出来ず、本法律あるいは会社定款に則り達成されるべき定数を定める際には数に入れられない。
- (2) (1)項で述べられた株式は配当を受け取る権利を持たない。

第3部

資本金増加

第41条

増加の権限

- (1) 会社の資本金の増加は株主総会の承認に基づき実施される。
- (2) 株主総会は(壱)1年を超えない期間について、(1)項で述べられた株主総会の決議の実施を承認するための権限を監査役会に移譲することが出来る。
- (3) (2)項で述べられた権限の委譲は株主総会により随時取り消されることが出来る。

第42条

株主総会での決議

- (1) 授權資本の増加についての株主総会の決議は、本法律の条項あるいは会社定款に則り、会社定款の変更に賛成の定数および投票数の要件を数えることで採用される。
- (2) 授權資本を限度とした引受および払込資本の増加についての株主総会決議は、会社定款においてさらに大きな数の決定が無い限り、投票権総数の(半分)1/2を超える定数の参加者があり、投票総数の(半分)1/2を超える数による承認により、有効と宣言される。
- (3) (2)項で述べられた資本金の増加は、会社登記に記録されるよう大臣に通知される。

第43条

増加株式の制約

- (1) 資本金の増加のために発行される全ての株式は、株式の同じ分類についての株式所有比率で各株主に対して最初に提示されなければならない。

- (2) 資本金増加のために発行される予定の株式がこれまでに発行されたことのない分類の株式からなる場合は、全ての株主はそれぞれの株式保有比率に従ってその株式を購入するための先取権を有する。
- (3) (1)項で述べられた提示は以下の株式の発行には適用されない：
- a. 会社の従業員宛てになっているもの；
 - b. 株式に変換出来る債権保有者やその他証券宛てになっているもので、株主総会の承認を得て発行されたもの；あるいは
 - c. 株主総会の承認を得て組織改編あるいはリストラの一環で行われるもの。
- (4) (1)で述べられた株主が提示日から（壱拾四）14日の期間内に購入するための権利を行使せず、および購入された株式の全額を支払わない場合、会社は残りの未予約の株式を第三者に提示することが出来る。

第4部

資本金減少

第44条

減少の決議

- (1) 会社の資本金の減少についての株主総会の決議は、本法律ならびに会社定款に則り、定足数条項および会社定款の変更に賛同する投票数の要件を数えることで有効となる。
- (2) 取締役会は、取締役会決議の日付から（七）7日以内の期間内に、（壱）1以上の新聞で全ての債権者に対して(1)項で述べられた決議を告知する義務がある。

第45条

減少に対する異議

- (1) 第44条(2)項で述べられた告知の日付の（六拾）60日の期間内に、債権者は、会社に対してその理由を付けて、資本金減少の決議に対する異議を書面で提出し、写しを大臣に送ることが出来る。
- (2) (1)項で述べられた異議が受理されてから（参拾）30日の期間内に、会社はその受理された異議に対する書面での回答を提供する義務がある。
- (3) 会社が以下の場合：
- a. 異議を却下、あるいは会社の回答の受理の日付の（参拾）30日の期間内に債権者が合意する解決策を提供出来ない；あるいは
 - b. 異議が会社に対して提出された日付の（六拾）60日の期間内に何の回答も出されない、

債権者は会社の本籍地を管轄する地方裁判所に提訴することが出来る。

第 46 条

大臣の承認

- (1) 会社の資本金の減少は、大臣からの承認を得た会社定款の変更からなる。
- (2) (1)項で述べられた大臣の承認は、以下の場合に付与される：
 - a. 第 45 条(1)項で述べられた期間内に債権者からの異議が無い；
 - b. 債権者から挙げられた異議に対する解決策が達成された；あるいは
 - c. 絶対的な法の力を得た判決に基づき、債権者の提訴が地方裁判所により却下された。

第 47 条

減少の実施

- (1) 会社の引受資本および払込資本の減少に関する株主総会の決議は株式の引き出し、あるいは株式の額面価格の減額という方法で行われる。
- (2) (1)項で述べられた株式の引き出しは、会社により再購入された株式に対して、あるいは引き出されることが出来る分類の株式に対して行われる。
- (3) 再支払を伴わない株式の額面価格における減少は、株式のあらゆる分類からなる全ての株式に対して同等に実施されなければならない。
- (4) (3)項で述べられた釣りは、株式の額面価格が減らされた全ての株主からの承認次第で無効にされることが出来る。
- (5) (1) 以上の株式分類がある場合、資本金の減少に関する株主総会の決議は、その資本金減少における株主総会決議により権利を害されたそれぞれの株式分類の全ての株主からの優先承認次第のみで採用されることが出来る。

第 5 部

株式

第 48 条

所有権

- (1) 会社の株式はその所有者の名前で発行される。
- (2) 株式所有権の諸条件は、法律の条項に則り正当な権限により定められた要件を満たすことで会社定款に規定される。

- (3) (2)項で述べられた株式所有権の諸条件が決定されかつ満たされない場合は、その株式所有権を持つ関係者は株主としての権利を履行出来ず、本法律あるいは会社定款に則り達成されるべきいかなる定足数にも数えられない。

第 49 条

額面価格

- (1) 株式の価格はルピアで表示される。
- (2) 額面価格の無い株式は発行出来ない。
- (3) (2)項で述べられた条項は、株式市場の分野における法律の下での額面価格の無い株式の発行の準備についての可能性を排除しない。

第 50 条

株主登録簿

- (1) 会社の取締役会は株主の登録簿を作成して保管する義務があり、それは少なくとも以下のことからなる；
- a. 株主の名前および住所
 - b. 株主により所有される株式取得の総額、株数、日付；および一分類を超える株式が発行された場合のその分類；
 - c. 各株式について払込された総額；
 - d. 個人あるいは株式における担保を持つ法人、あるいは株式における信託の信託保証としての名前および住所、ならびに株式上の担保の取得日付あるいは信託保証の登録日付；
 - e. 第 34 条(2)項で述べられた他の形での株式の支払についての記述。
- (2) (1)項で述べられた株主登録とは別に、取締役会は取締役会および監査役会のメンバー、それと一緒に会社内あるいは他社のそれらの家族の株式についての情報、同様にその株式の取得日付からなる特別の登録簿を作成して保管する義務がある。
- (3) (1)項および(2)項で述べられた株主登録簿および特別登録簿には、毎回の株式所有権の変更も記録される。
- (4) (1)項および(2)項で述べられた株主登録簿および特別登録簿は、会社本籍地において手に入るようにして、株主により見れるようにしておく。
- (5) 株式市場分野の法律が他に規定しない場合、(1)項、(3)項および(4)項で述べられた条項は発行者に対しても適用される。

第 51 条

所有権の証明

株主には彼らが所有する株式所有権の証明が付与される。

第 52 条

所有者の権限

- (1) 株式はその所有者に以下の権限を付与する：
 - a. 株主総会に出席して投票すること；
 - b. 配当支払いおよび清算による残りあるいは資産を受け取ること；
 - c. 本法律の下で他の権利を履行すること。
- (2) (1)項で述べられた条項は、株式が株主の名前で株主名簿に登録された後に有効となる。
- (3) (1)項文字 a および文字 c で述べられた条項は、本法律で規定された特定の株式分類には適用されない。
- (4) 各株式はその所有者に分割不可権を付与する。
- (5) (壱) 1 株式が (壱) 1 人を超える人間により所有された場合は、その株式から生じる権利は彼らの相互代表としての (壱) 1 人を指名することで履行される。

第 53 条

株式の分類

- (1) 会社定款は (壱) 1 つ以上の株式分類を決める。
- (2) 同じ分類の株式はその所有者に同じ権利を付与する。
- (3) (壱) 1 つを超える株式分類がある場合、会社定款はその中の 1 つを通常の株式に決める。
- (4) (3)項で述べられた株式分類としては以下のものが挙げられる：
 - a. 投票権付あるいは投票権無しの株式；
 - b. 取締役会メンバーあるいは監査役会メンバーを指名する特別権利を持つ株式；
 - c. 特定の期間の後に引き出しあるいは他の株式分類と交換される株式；
 - d. 累積であるいは非累積で配当の分配のため異なる株式分類からの配当を他の株主に優先して最初に受け取る権利をその所有者に付与する株式；
 - e. 清算時における会社資産の残りの割り当てを異なる株式分類の他の株主に優先して最初に受け取る権利を所有者に付与する株式。

第 54 条

額面価格の分割

- (1) 会社定款は株式の額面価格の分割を決めることができる。
- (2) 株式の額面価格の分割の所有者は個別の投票権は付与されないが、株式の額面価格の分割の所有者が、それぞれにあるいは一緒に同じ株式の分類である株式の額面価格の分割を持つ他の所有者と、その分類である（壹）1 額面と同等の額面価格を持つ場合は除く。
- (3) 第 52 条(4)項および(5)項に述べられた条項は、株式の額面価格の分割の所有者に対しても同様に適用される。

第 55 条

権利の委譲

会社定款は法律の条項に則り株式上の権利の委譲方法を決める。

第 56 条

移譲の手続き

- (1) 株式上の権利の委譲は権利の委譲の証書に基づき行われる。
- (2) (1)項で述べられた株式上の権利の委譲の証書、あるいはその写しは、書面で会社に付与される。
- (3) 取締役会は第 50 条(1)項および(2)項に述べられた株主登録簿あるいは特別登録簿に、株式上の権利の委譲、日付、および移譲の日付を登録する義務があり、会社登記簿に記録されるべく、権利の委譲の日付の（参拾）30 日以内に、大臣に対して株主の構成の変更を通知する。
- (4) (3)項で述べられた通知が行われない場合、大臣は通知されていない株主の構成および名前に基づき行われた承認の申請あるいは通知を却下することができる。
- (5) 株式市場において取引された株式の権利の委譲の手続きに関する条項は、株式市場分野の法律により規制される。

第 57 条

移譲の要件

- (1) 会社定款は以下のような、株式上の権利の委譲に関する要件を規定することができる：
 - a. 特定の分類を持つ株主あるいはその他の株主へ先取権を提示する義務；
 - b. 会社組織から優先認可を得る義務；あるいは法律の条項に則り、

c. 権威のある機関から優先認可を得る義務。

- (2) (1)項で述べられた要件は、(1)項文字 c で述べられた委任承認が遺産と関係していない限り、株式上の権利の移譲が法律の運用による権利の委譲により発生した場合には適用されない。

第 58 条

第三者への提示

- (1) 会社定款が売手の株主に対して、特定の分類の株式の株主、あるいはその他の株主に対して最初に提示することを要求している場合、そして、その提示の日付から（参拾）30 日の期間において株主がその株式を購入しない場合は、売手の株主は彼らの株式を第三者に提示して売ることが出来る。
- (2) (1)項で述べられた株式を提示することを要求された売手の株主は、(1)項で述べられた（参拾）30 日の期間を経過した後に、その提示を引き戻す権利を有する。
- (3) (1)項で述べられた特定の分類の株式の株主、あるいはその他の株主に対して提示する義務は 1 度だけ適用される。

第 59 条

移譲の期限

- (1) 会社組織からの承認を必要とする株式上の権利の委譲に対する認可の付与あるいはその却下は、株式上の権利の委譲の認可についての要求を会社組織が受領した日付から（九拾）90 日の期間を超えない間に書面で与えなくてはならない。
- (2) (1)項で述べられた期間が経過し、会社組織が書面での意思表示を出さなかった場合、会社組織は株式上の権利の委譲を承認したものと見做される。
- (3) 株式上の権利の委譲が会社組織により承認された場合、権利の委譲は第 56 条で述べられた条項に則り行われ、承認が与えられた日付の（九拾）90 日の期間を超えない間に実施される。

第 60 条

株式の形

- (1) 株式は持ち運び可能な物であり、その所有者に対して第 52 条で述べられた権利を与える。
- (2) 株式は、会社定款において特に定められない限り、担保あるいは信託証券の形を負わされる。
- (3) 法律の条項に則り登録された株式の担保あるいは株式上の信託証券は、第 50 条に述べられた株主登録簿ならびに特別登録簿に記録されなくてはならない。
- (4) 担保あるいは信託証券を負わされた株式上の投票権はその株主に下に留まる。

第 61 条

会社の提訴

- (1) 各株主は、株主総会、取締役会、あるいは監査役会の決議の結果として、不公正かつ不合理であると考えられる会社の行動により損失を蒙った場合、地方裁判所に対して会社を提訴する権利を有する。
- (2) (1)項で述べられた訴えは会社の本籍地を管轄する地方裁判所に提出される。

第 62 条

株式の買い取り

- (1) 各株主は、以下の形で株主あるいは会社を害する会社の行動に同意しないと懸念した場合、適切な価格でその所有する株式を買い取るよう会社に要求する権利を有する。
 - a. 会社定款への変更；
 - b. 会社の正味資産の（五拾パーセント）50%を超える額面価格を持つ、会社資産の譲渡あるいは担保化；あるいは
 - c. 合併、吸収、買収、あるいは分割。
- (2) (1)項で述べられた買い取りを要求された株式が、第 37 条(1)項文字 b で述べられた会社による買戻し要求の限度を超えた場合、会社は残りの株式が第三者により買われるよう努力する義務がある。

第 4 章

業務計画書、年次報告書、および利益使途

第 1 部

業務計画書

第 63 条

年次事業計画

- (1) 取締役会は次期会計年度の開始に先立ち年次事業計画を準備する。
- (2) (1)項で述べられた事業計画には次期会計年度の会社の年次予算も含む。

第 64 条

事業計画の手続き

- (1) 第 63 条で述べられた事業計画は、会社定款に表明された通り、監査役会あるいは株主総会に提出される。
- (2) 会社定款は、法律において他に決められていない限り、(1)項で述べられた取締役会により提出された事業計画は監査役会あるいは株主総会からの承認を得なくてはならないと定めることが出来る。
- (3) 会社定款が事業計画は株主総会の承認に従うと決めた場合、その事業計画は先に監査役会により審理されなくてはならない。

第 65 条

事業計画の適用

- (1) 取締役会が第 64 条で述べられた事業計画を提出しない場合は、前年度の実業計画が適用される。
- (2) 前年度の実業計画は、会社定款あるいは法律において表明された承認をまだ得ていない事業計画の会社にも適用される。

第 2 部

年次報告書

第 66 条

年次報告書の内容

- (1) 取締役会は、会社の会計年度末の後（六）6 ヶ月以内に、監査役会により評価された後、株主総会に年次報告書を提出する。
- (2) (1)項で述べられた年次報告書は少なくとも以下の内容を含む：
 - a. 少なくとも前会計年度と比較された今会計年度の貸借対照表、それに対応する会計年度の損益計算書、キャッシュフロー、株式変更の報告書、ならびにこれらの財務諸表についての記録からなる財務諸表；
 - b. 会社の活動についての報告書；
 - c. 社会および環境面での責任の実行についての報告書；
 - d. 会社の活動に影響を及ぼす会計期間中に発生した問題についての詳細説明；
 - e. 前会計年度期間中に監査役会により実施された監督業務についての報告書；
 - f. 取締役会ならびに監査役会のメンバーの氏名；
 - g. 前年度の会社の取締役会メンバーの給与および補償、ならびに監査役会メンバーの給与あるいは謝礼金および補償。

- (3) (2)項文字 a で述べられた財務諸表は、会計基準に基づき準備される。
- (4) (2)項文字 a で述べられた会社の貸借対照表およびそれに対応する損益計算書の委任監査は、法律の条項に則り大臣に提出される。

第 67 条

年次報告書の説明

- (1) 第 66 条(1)項で述べられた年次報告書は、該当する会計年度が担当期間に当たる取締役会および監査役会の全てのメンバーにより署名され、株主総会の通知の日付に合わせて会社の事務所に置かれ、株主による閲覧が出来るようにする。
- (2) (1)項で述べられた年次報告書に署名をしていない取締役会あるいは監査役会のメンバーが居る場合は、それに該当するメンバーは書面で理由を詳しく説明するかあるいは、年次報告書に添付される別紙にて取締役会により詳しく説明される。
- (3) (1)項で述べられた年次報告書に署名をせず、書面で理由を詳しく説明もしていない取締役会あるいは監査役会のメンバーが居る場合は、それに該当するメンバーは年次報告書を承認したものと見做される。

第 68 条

年次報告書の監査

- (1) 以下の場合、取締役会は会社の年次報告書を公認会計士に提出し、監査を受ける義務がある：
 - a. 会社の活動が地域社会の基金を集めるかあるいは管理することである；
 - b. 会社が公に借用証書を発行する；
 - c. 会社が株式発行者である；
 - d. 会社が国有企業である；
 - e. 会社が最低価値（五百億ルピア）Rp.50,000,000,000 の資産あるいは事業を所有する；
 - f. 一般的な規制に従うことを義務付けられている。
- (2) (1)項で述べられた義務が履行されない場合は、財務報告書は株主総会において批准されない。
- (3) (1)項で述べられた公認会計士による監査結果の報告書は取締役会を通じて株主総会に書面で提出される。
- (4) 株主総会での承認を得た後の、(1)項文字 a, 文字 b, ならびに文字 c で述べられた財務報告書からの貸借対照表および損益計算書は、(巻)1つの新聞紙上で広報される。

- (5) (4)項で述べられた貸借対照表および損益計算書の告知は株主総会での批准の日付から（七）7日以内に実行される。
- (6) (1)項文字 e で述べられた額の低減は、さらに政府規制に基づき定められる。

第 69 条

年次報告書の承認

- (1) 財務報告書の批准および監査役会の監督業務についての報告書を含む年次報告書の承認は株主総会において行われる。
- (2) (1)項で述べられた財務報告書の批准についての決議および年次報告書についての承認は、下記に表記される条項あるいは会社定款に基づき定められる。
- (3) 財務報告書が正確でなく間違いであることが証明された場合は、取締役会のメンバーは共同で、あるいはそれぞれに損失を蒙った関係者に対して責任を負う。
- (4) 取締役会および監査役会のメンバーは、その状態が自分たちの誤りに帰しないことが証明された場合は、(3)項で述べられた如何なる責任からも完全に免れて解放される。

第 3 部

利益使途

第 70 条

準備金

- (1) 会社は各会計年度の正味収益からのある程度の金額を準備金に割り当てるのが義務付けられる。
- (2) (1)項で述べられた準備金を割り当てる義務は、会社の損益収支が黒字の場合に適用される。
- (3) (1)項で述べられた正味収益の割り当ては、引受および払込資本の（貳拾パーセント）20%まで実行される。
- (4) (1)で述べられた準備金で(3)項で述べられた金額に達していないものは、他の準備金で補填出来ない損失の補填にのみ活用出来る。

第 71 条

準備金の残り

- (1) 第 70 条(1)項で述べられた準備金の割り当て金額を含む正味収益の使途は株主総会において決められる。

- (2) 第70条(1)項で述べられた準備金を控除した後の全正味収益は、株主総会において特に他に供与されない限り、配当金として株主に配分される。
- (3) (2)項で述べられた配当は、会社の損益収支が黒字の場合にのみ配分される。

第72条

配当金

- (1) 会社は、会社の定款に定められている限りにおいて、会社の会計簿の終了前に当座の配当金を配分することが出来る。
- (2) (1)項で述べられた当座の配当金の配分は、会社の正味資産が引受および払込資本に準備金を加えたものよりも少なくないようにするために使える。
- (3) (2)項で述べられた当座の配当金の配分は、会社が債権者に対する義務を履行することが出来なくなるように混乱させたり、その原因となったり、あるいは会社の活動を混乱させることがあってはならない。
- (4) 当座の配当金の配分は、(2)項および(3)項に示された条項に照らし合わせ、監査役会の承認を得た後の、取締役会の決議に基づき決められる。
- (5) 会計年度末の後に会社が明らかに損失を蒙った場合は、既に配分された当座の配当金は、株主から会社に戻される。
- (6) 株主が(5)項で述べられた当座の配当金を戻さない場合は、取締役会および監査役会は共に、あるいはそれぞれに会社が蒙った損失の責任を負う。

第73条

特別準備金

- (1) 前年度の配当金の支払について定められた日付の(五)5年後に請求されないまま残っている配当金は、特別準備金に組み込まれる。
- (2) 株主総会は(1)項で述べられた特別準備金に組み込まれた配当金を請求するための手続きを定める。
- (3) (1)項で述べられた特別準備金に組み込まれ、(拾)10年の間請求されずに残った配当金は、会社の資産となる。

第5章

社会および環境責任

第74条

会社の責任

- (1) 天然資源あるいはそれに関連する分野での事業活動を持つ会社は、社会および環境責任を実行する義務を負わされる。
- (2) (1)項で述べられた社会および環境責任は、会社のコストとして予算化され計算される会社の義務、適合正および公正性に照らして行われる実施導入からなる。
- (3) (1)項で述べられた義務を履行しない会社は、法律の条項に則り制裁が科せられる。
- (4) 社会および環境責任についての条項は、政府の法律でさらに規定される。

第 6 章

株主総会

第 75 条

株主の権限

- (1) 株主総会は以下に定められた条項の限度あるいは会社定款を厳守し、取締役会および監査役会と協議をしない権限を有する。
- (2) 株主総会の間、株主は株主総会の議事に関連し、ならびに会社の利害に相反しない限りにおいて、取締役会あるいは監査役会から会社に関連する説明を受ける権利を有する。
- (3) 株主総会に出席している、あるいは代行している全ての株主が提案された追加議題に合意する場合を除き、他の議題に関する株主総会はいかなる決議も取る資格が認められない。
- (4) 追加の議題についての決議は満場一致で承認されなくてはならない。

第 76 条

開催場所

- (1) 株主総会は定款に定められた会社の所在地あるいは会社の事業活動の知的において開催される。
- (2) 発行者の株主総会は会社の株式が上場されている株式市場の所在地において開催されることが出来る。
- (3) (1)項および(2)項で述べられた株主総会の場所は、インドネシア共和国の領域内であること。
- (4) 全ての株主が株主総会に出席あるいは代理出席して、株主総会が確定された議題で開催されることに同意している場合は、株主総会は(3)項で述べられた条項を厳守することで、如何なる場所でも開催出来る。
- (5) (4)項で述べられた株主総会は、その決議が満場一致で承認された場合はそれを採用することが出来る。

第 77 条

別の開催方法

- (1) 第 76 条で述べられた株主総会の開催の他に、株主総会は全ての株主総会出席者が見る、聞く、そして会議に直接参加することを可能にする、電話会議、ビデオ会議あるいはその他の電子手段でも開催することが出来る。
- (2) 定数および決議の採用についての要件は、以下に定められた通り、あるいは会社の定款により規定されている通りとする。
- (3) (2)項で述べられた要件は、(1)項で述べられた株主総会の出席者の出席に基づいて計算される。
- (4) (1)項で述べられた全ての開催は、準備として全ての株主総会出席者により承認されて署名された、会議議事録に従う。

第 78 条

株主総会の種類

- (1) 株主総会は年次株主総会とその他の株主総会からなる。
- (2) 年次株主総会は会計年度末の後の（六）6 ヶ月の間に開催される。
- (3) 第 66 条(2)項で述べられた会社の年次報告書の書類は年次株主総会において提出される。
- (4) その他の株主総会は会社の利益のために必要と思われた時に開催される。

第 79 条

株主総会の通知

- (1) 取締役会は、第 78 条(2)項で述べられた年次株主総会、ならびに第 78 条(4)項で述べられたその他の株主総会を、それぞれの株主総会の事前の通知をもって開催する。
- (2) (1)項で述べられた株主総会の開催は以下の要求により行われる：
 - a. 定款がより少ない数を定めている場合を除き、（壱）1 人以上の株主が共同で法的投票権を有する総株式の（壱拾分の壱）1/10 以上を代表する、あるいは
 - b. 監査役会
- (3) (2)項で述べられた要求は、その理由を説明した書留郵便で取締役提出される。
- (4) 株主から提出された(3)項で述べられた書留郵便のカーボンコピーは、監査役会に提出される。

- (5) 取締役会は要求が受領された後（尙拾五）15 日以内に株主総会の通知を出すことが義務付けられる。
- (6) 取締役が(5)で述べられた株主総会の通知の実行を怠った場合は、
 - a. (2)項文字 a で述べられた株主総会の要求は監査役会に対して再提出される、あるいは
 - b. 監査役会は(2)項文字 b で述べられたように自身が株主総会の招聘を実施する。
- (7) 監査役会は、要求が受領された後（尙拾五）15 日以内に、(6)項文字 a で述べられた株主総会の通知を出すことが義務付けられる。
- (8) (5)項で述べられた株主総会の招聘に基づき取締役会により開催された株主総会は、(3)項で述べられた理由に関連する問題、ならびに取締役により必要と見做された議題を議論する。
- (9) (6)項文字 b ならびに(7)項で述べられた株主総会の招聘に基づき監査役会により開催された株主総会は、(3)項で述べられた案件に関連する問題だけを議論する。
- (10) 発行者の株主総会の開催は、該当する株式市場の規定が他に定めない限り、本法律に従う。

第 80 条

開催の権限

- (1) 取締役あるいは監査役会が第 79 条(5)項ならびに(7)項で述べられた期間内に株主総会の招聘の実行を怠った場合は、株主総会を要求している株主は、司法権が会社の所在地を管轄する地方裁判所の長官に対して、彼ら自身が株主総会の招聘を行うことの認可を与えるように申請することが出来る。
- (2) 地方裁判所の長官は、申請者、取締役会ならびに監査役会を招集して聴取した後、要求が実施されたことや株主総会の開催について申請者が適切な理由を持っていることが、その説明において申請者により証明された場合、株主総会を開催する許可を与える。
- (3) (2)項で述べられた地方裁判所の長官の命令には以下に関連する条項も含まれる：
 - a. 株主総会の形式、株主の申請に則った株主総会の議題、株主総会の通知期間、定数、ならびに株主決議の採用に関連する条項、同様に本法律または定款に則り、または関係なしでの会議の議長の指名、あるいは
 - b. 取締役会あるいは監査役会が株主総会に出席することを要求する命令。
- (4) 地方裁判所の長官は、要求が実施されたことや株主総会の開催について申請者が適切な理由を持っていることが、その説明において申請者が証明することを怠った場合、申請を却下する。

- (5) (1)で述べられた株主総会は、地方裁判所の長官により定められた議題のみを議論することが出来る。
- (6) (3)項で述べられた許可の付与に関連する地方裁判所の長官の命令は最終のものであり拘束力がある。
- (7) 地方裁判所の長官の命令が(4)項で述べられたように申請を却下するものである場合は、最高裁判所への提訴が唯一の手続きとなる。
- (8) (1)項で述べられた条項は、株主総会開催に関連する告知の要求、ならびに上位の株式市場の規制に基づき規定される株主総会を開催するその他の要求を厳守した発行者についても適用される。

第 81 条

地方裁判所による開催

- (1) 取締役会は株主総会の開催に先立ち株主に通知する。
- (2) 確かな条件下で、(1)項で述べられた株主総会の通知は、地方裁判所の長官の命令に基づき、監査役会あるいは株主により行われることが出来る。

第 82 条

株主総会の資料

- (1) 株主総会の通知は、通知日および会議日を除く、その株主総会の日付の少なくとも(壹拾四) 14 日の期間内に行われる。
- (2) 株主総会の通知は書留郵便あるいは新聞紙上の広告で行われる。
- (3) 株主総会の通知は、日付、時刻、場所および会議の議題、ならびにこれらと一緒に、会議において扱われる資料はこの通知日から会議の日まで、会社の事務所で入手出来る通知も明確に説明する。
- (4) 会社は、株主からの要求に応じて、(3)項で述べられた資料のコピーを無償で提供する義務がある。
- (5) 通知が(1)項および(2)項で述べられた条項に準拠していない、ならびに通知が(3)項に準拠していない場合は、株主総会の決議は、法的な投票権を有する全ての株主が株主総会に出席あるいは代理出席しており、その決議が満場一致で承認されている場合は有効のままとなる。

第 83 条

発行者からの通知

- (1) 発行者については、株主総会の通知の準備に関連する広報は、株式市場規制を厳守して、その通知の先立ち行われる。

- (2) (1)項で述べられた広報は、株主総会の通知に先立ち、少なくとも（尙拾四）14日の期間中に行われる。

第84条

株式の投票権

- (1) 発行された各株式は、定款に特に定められない限り、一投票権を付与する。
- (2) (1)項で述べられた投票権は、以下については有効とならない：
- a. 会社自身により所有される株式、
 - b. その子会社により、直接的あるいは間接的に、所有された会社の主要な株式、
 - c. 直接的あるいは間接的に、株式が会社により所有される他の会社により所有される会社の株式。

第85条

株主の投票権

- (1) 株主は、それぞれにあるいは委任権に基づき代理され、株主総会に出席して自分達が保有する株式の数に準拠して投票権を用いる権利を有する。
- (2) (1)項で述べられた条項は投票権を持たない株主には適用されない。
- (3) 投票においては、株主による投票は彼らが保有する全ての株式に適用され、株主はそれぞれの投票において、保有する株式の数に対して一票を超える代理の投票権は持たない。
- (4) 投票においては、取締役会のメンバー、監査役会のメンバー、ならびに該当する会社の従業員は、(1)項で述べられた株主の代理として投票することは許されない。
- (5) 株主総会に株主が出席する場合は、付与された委任権は会議において有効とならない。
- (6) 会議の議長は以下の条項ならびに会社の定款を厳守し、誰に株主総会に出席する資格を与えるべきか決める権利を持つ。
- (7) 発行者については、(3)項ならびに(6)項で述べられた条項と同様に、株式市場規制で定められる条項も適用される。

第86条

株主総会開催の条件

- (1) 株主総会は、法律あるいは定款がさらに大きな定数を定める場合を除き、全株式の（式分の尙）1/2を超える投票権を有する株式が出席あるいは代理出席する場合は合法となる。

- (2) (1)で述べられた定数が十分でない場合は、二回目の会議の通知が作成される。
- (3) 株主総会の二回目の通知において、一回目の株主総会は実施されたが、定数に達しなかったことを述べる。
- (4) (2)項で述べられた株主総会は、法律あるいは定款がさらに大きな定数を定める場合を除き、全株式の（参分の壹） $1/3$ を超える投票権を有する株式が出席あるいは代理出席する場合は有効となり、拘束力のある決議を採択する資格を与えられる。
- (5) (4)項で述べられた株主総会の定数が十分でない場合は、会社は司法権が会社の所在地を管轄する地方裁判所の長官に、三回目の株主総会の定数を定めるよう要求することが出来る。
- (6) 株主総会の三回目の通知において、二回目の株主総会は実施されたが、定数に達しなかったこと、ならびに三回目の株主総会は地方裁判所の長官により定められた定数で開催されることを述べる。
- (7) (5)項で述べられた定数に関連する地方裁判所の長官の命令は、最終でありかつ拘束力がある。
- (8) 二回目および三回目の株主総会の通知は、二回目および三回目の株主総会の日付に先立ち少なくとも（七）7日の期間前に行われる。
- (9) 回目および三回目の株主総会は、その前の株主総会が開催された後、最も早くて（拾）10日から最も遅くて（貳拾壹）21日の期間内に開催される。

第 87 条

株主総会の決議

- (1) 株主総会の決議は相互の合意に基づき採られる。
- (2) (1)項で述べられた相互の合意に基づく決議が達成されない場合、その決議は、法律や、あるいは定款が決議はより多くの数の賛成票により承認された場合に有効であると定める場合を除き、全投票数の（貳分の壹） $1/2$ を超える数で承認された場合に有効となる。

第 88 条

定款変更のための株主総会

- (1) 定款の変更のための株主総会は、最低でも（参分の貳） $2/3$ の投票権付で発行された株式の出席あるいは代理出席で開催されることが出来、その決議は、定款がさらに大きな数の定数や、あるいは株主総会における決議の採用に関連する条項を定める場合を除き、会議での（参分の貳） $2/3$ を超える投票で承認されることで有効となる。
- (2) (1)で述べられた定数が十分でない場合は、二回目の株主総会が開催される。
- (3) (2)項で述べられた二回目の株主総会は、全株式の（五分の参） $3/5$ を超える投票権を有する株式が出席あるいは代理出席する場合は有効となり、拘束力のある決議を採

択する資格を与えられ、そしてその決議は、定款がさらに大きな数の定数や、あるいは株主総会における決議の採用に関連する条項を定める場合を除き、会議での（参分の式） $2/3$ を超える投票で承認されることで有効となる。

- (4) 第 86 条(5)項、(6)項、(7)項、(8)項、(9)項で述べられた条項は(1)項で述べられた株主総会にも同様に適用される。
- (5) 定数および株主総会での決議の採択についての要件に関連して(1)項、(2)項、ならびに(3)項で述べられた条項は、株式市場の規制が他に定めない限り、発行者に対しても適用される。

第 89 条

会社の合併等のための株主総会

- (1) 会社の合併、吸収、買収あるいは分割、倒産、期間の延長および清算を承認するための株主総会は、投票権付で発行された全株式の最低でも（四分の参） $3/4$ の出席あるいは代理出席で開催されることが出来、その決議は、定款がさらに大きな数の定数や、あるいは株主総会における決議の採用に関連する条項を定める場合を除き、会議での（四分の参） $3/4$ を超える投票で承認されることで有効となる。
- (2) (1)で述べられた定数が十分でない場合は、二回目の株主総会が開催される。
- (3) (2)項で述べられた二回目の株主総会は、全株式の（参分の式） $2/3$ を超える投票権を有する株式が出席あるいは代理出席する場合は有効となり、拘束力のある決議を採択する資格を与えられ、そしてその決議は、定款がさらに大きな数の定数や、あるいは株主総会における決議の採用に関連する条項を定める場合を除き、会議での（四分の参） $3/4$ を超える投票で承認されることで有効となる。
- (4) 第 86 条(5)項、(6)項、(7)項、(8)項、(9)項で述べられた条項は(1)項で述べられた株主総会にも同様に適用される。
- (5) 定数および株主総会での決議の採択についての要件に関連して(1)項、(2)項、ならびに(3)項で述べられた条項は、株式市場の規制が他に定めない限り、発行者に対しても適用される。

第 90 条

議事録

- (1) それぞれの株主総会の会議議事録を作り、株主総会の議事録は会議の議長、ならびに出席者の中から互選された（壺）1 人の株主により署名される。
- (2) (1)項で述べられた署名は、株主総会の議事録が公証人証書として作られた場合は要求されない。

第 91 条

書面での決議

株主は、全ての株主が該当する提案に署名による書面での承認を賛成票として与えることを条件に、株主総会を開催しないで拘束力のある決議を採択することも出来る。

第7章

取締役会および監査役会

第1部

取締役会

第92条

取締役会の責務

- (1) 取締役会は、その目標と目的の追求において、会社の利益のために会社を経営する責務を負う。
- (2) 取締役会は、正確と思われる方針に則り、(1)項で述べられた通りに会社を経営するための権限を有し、本法律ならびに、あるいは定款に規定された条項に則り対処する。
- (3) 会社の取締役会は、(一) 1名あるいはそれ以上の取締役会メンバーからなる。
- (4) 公債募集、債権発行に関わる会社あるいは株式発行者は最低(二) 2名の取締役会メンバーを有する。
- (5) 取締役会が(三) 2名以上の取締役会メンバーからなる場合、取締役会メンバーの職務および権限の配分は株主総会の決議に基づき決められる。
- (6) (5)項で述べられた株主総会が取締役会メンバーの職務および権限の配分を決めない場合、その配分は取締役会の決議に基づき定められる。

第93条

取締役会メンバーの条件

- (1) 取締役会メンバーとして指名される者は、合法活動が可能な個人とするが、指名される前の(五) 5年の期間内に以下に該当する場合は除く：
 - a. 破産を宣告された；
 - b. 会社の破産を引き起こしたとの判決を下された取締役会のメンバーあるいは監査役会のメンバーであった；あるいは
 - c. 国家ならびに、あるいは財務分野の関連先に財務上の損失を引き起こしたとの犯罪的な違法行為の判決を下された。
- (2) (1)項で述べられた要件は規制に基づき追加要件を定める、関連する専門機関についての可能性を回避しない。

- (3) (1)項ならびに(2)項で述べられた要件に対して遵守していることは、会社により保管されている書簡により証明される。

第 94 条

取締役会メンバーの指名

- (1) 取締役会のメンバーは株主総会により指名される。
- (2) 取締役会のメンバーの指名は、第 8 条(2)項文字 b で述べられた設立証書に定められた発起人により最初に行われる。
- (3) 取締役会のメンバーは特定の期間について指名され、再指名されることが出来る。
- (4) 定款は取締役会のメンバーを指名し、交代させ、ならびに解任するための手順を規定すると共に、取締役会のメンバーの候補指名をするための手順も規定する。
- (5) 取締役会のメンバーの指名、交代、ならびに解任に関連する株主総会決議は、指名、交代、ならびに解任の有効日も定める。
- (6) 株主総会が取締役会のメンバーの指名、交代、ならびに解任の有効日を定めない場合は、株主総会の閉会が前述の日付として有効になる。
- (7) 取締役会のメンバーの指名、交代、ならびに解任においては、取締役会は株主総会の決議の日から遅くとも（参拾）30 日の期間内に、会社登記に登録されるよう、取締役会のメンバーの変更を大臣に通知する。
- (8) (7)項で述べられた通知が行われなかった場合、大臣は会社登記に登録されなかった大臣宛での申請あるいは通知を拒絶する。
- (9) (8)項で述べられた通知は、自身の指名に関連した新しい取締役会により申請された通知からは除外される。

第 95 条

取締役会メンバーの解任

- (1) 第 93 条に定められた要件に従わない取締役会の指名は、取締役会あるいは監査役会の他のメンバーがその要件に遵守していないことを認識した時点で無効となる。
- (2) 認識されてから遅くとも（七）7 日の期間内に、取締役会あるいは監査役会の他のメンバーは、件の取締役会の指名が無効であることを新聞紙上で告知し、会社登記に登録すべく大臣に通知する。
- (3) 指名の無効の以前に(1)項に述べられた取締役会のメンバーにより、会社のため、あるいは代表して行われた合法活動は、拘束力を維持し、会社の責任となる。
- (4) 指名の無効の以降に(1)項に述べられた取締役会のメンバーにより、会社のため、あるいは代表して行われた合法活動は、無効となり、取締役会の件のメンバーの個人的な責任となる。

- (5) (3)項で述べられた条項は、第 97 条および第 104 条で述べられる会社の損失に対する件の取締役会のメンバーの責任を軽減させるものではない。

第 96 条

取締役会メンバーの報酬

- (1) 取締役会のメンバーの給与ならびに報酬の額に関連する条項は株主総会の決議に基づき決められる。
- (2) (1)項で述べられた株主総会の権限は、監査役会に相談することが出来る。
- (3) (2)項で述べられたように、株主総会の権限が監査役会に相談された場合、(1)で述べられた給与ならびに報酬の額は、監査役会の会議での決議に基づき決められる。

第 97 条

取締役会メンバーの責任

- (1) 取締役会は第 92 条(1)項に述べられた通り、会社の経営についての責任を負う。
- (2) (1)項で述べられた経営は、取締役会の各メンバーにより誠意と責任を持って実践される。
- (3) (2)項で述べられた条項に則り、取締役会の各メンバーは、会社の損失がその責務の実践における不履行または怠慢の結果である場合、全面的あるいは個人的に責任を負う。
- (4) 取締役会が (式) 2 名以上のメンバーからなる場合、(3)項で述べられた責任は、共同であるいは個別に取締役会の各メンバーに適用される。
- (5) 取締役会のメンバーは、以下のことが証明された場合は、(3)項で述べられた損失に対しての責任を負わない：
- a. その損失が不履行あるいは怠慢の結果ではない；
 - b. 目的および目標の遂行において、会社の利益について誠意と分別を持って会社の経営を実践した；
 - c. 損失を招いた経営について直接的あるいは間接的に利害の衝突が無い；そして
 - d. その損失を避けるための予防措置を取っていた。
- (6) 会社を代表して、投票権を持つ株式総数の少なくとも (壺拾分の壺) 1/10 を代表する株主は、不履行あるいは怠慢により会社に対して損失を招いた取締役会のメンバーを地方裁判所に提訴することが出来る。
- (7) (5)項で述べられた条項は、他の取締役会メンバーおよび、あるいは監査役会メンバーが会社を代表して提訴する権利を減少させるものではない。

第 98 条

取締役会メンバーの権限

- (1) 取締役会は法廷の内外において会社を代表する。
- (2) 取締役会が（壺）1名を超える場合、取締役会の各メンバーは、定款に特に定めが無い限りにおいて、会社を代表する権限が与えられる。
- (3) (1)項で述べられた会社を代表するための取締役会のメンバーの権限は、法律、定款、あるいは株主総会での決議において特に表記がない限りにおいて、無制限かつ無条件とする。
- (4) (3)項で述べられた株主総会の決議は本法律ならびに、あるいは会社の定款と相反することはない。

第 99 条

権限の解除

- (1) 取締役会のメンバーは、以下の場合には会社を代表する権限を持たない：
 - a. 会社と取締役会の件のメンバーとの間に法廷で進行中の案件ある；あるいは
 - b. 取締役会の件のメンバーは会社に対して有害な利害関係を有する。
- (2) (1)項で述べられた状況にある場合、会社は以下により代表される：
 - a. 取締役会の他のメンバーで、会社に対して有害な利害関係を有しない者。
 - b. 取締役会の全てのメンバーが会社に対して有害な利害関係を有する場合は、監査役会；あるいは
 - c. 取締役会あるいは監査役会の全てのメンバーが会社に対して有害な利害関係を有する場合は、株主総会により指名されたその他の関係者。

第 100 条

取締役会の義務

- (1) 取締役会は以下のことを義務付けられる：
 - a. 株主登録簿、特別登録簿、株主総会の議事録ならびに取締役会会議の議事録の作成および保管；
 - b. 第 66 条で述べられた年次報告書ならびに会社記録資料についての法律の下に定められた会社の財務書類の準備；ならびに
 - c. 文字 a および文字 b ならびにその他の会社書類で述べられた全てのリスト、議事録ならびに財務諸表の保管。

- (2) (1)項で述べられた全てのリスト、議事録ならびに財務諸表、その他の会社の書類は、会社の本籍地に保管される。
- (3) 株主からの書面での要請に基づき、取締役会は株主に対して(1)項で述べられた株主登録簿、特別登録簿、株主総会の議事録ならびに年次報告書を調べ、同様に株主総会の議事録の写しや年次報告書の写しを受け取ることを認める。
- (4) (3)項で述べられた条項は、株式市場の規制が他に定める可能性を排除しない。

第 101 条

株式所有の報告義務

- (1) 取締役会のメンバーは取締役会のメンバーおよび、あるいはその家族により所有される会社あるいは他の会社の株式に関連して、特別登録簿に追加で登録すべく会社に報告書を提出することが義務付けられる。
- (2) (1)項で述べられた義務のを実行することを怠り、会社に対して損失を引き起こした取締役会の如何なるメンバーも、その損失に対しては個人的に責任を負う。

第 102 条

資産の譲渡と確保

- (1) 取締役会は株主総会が以下のことを承認するよう要請することが義務付けられる：
 - a. 会社の資産の譲渡；あるいは
 - b. 会社の資産の確保。

以上は分割であれ内部関連であり、（壹）1 回以上の取引において会社の総正味資産の（五拾）50%を超えるものからなる。
- (2) (1)項文字 a で述べられた取引は、会社定款に記載された（壹）1 会計年の期間あるいはそれよりも長い期間の間に起きる会社の正味資産の取引である。
- (3) (1)項で述べられた条項は、定款に則り会社の事業活動の実践として取締役会により実行された、会社の資産を移譲あるいは確保するための活動には適用されない。
- (4) (1)項で述べられた合法活動はもその他の関係者が誠意を持ってその合法活動を行う限りは、株主総会の承認が無くても会社を拘束し続ける。
- (5) 第 89 条で述べられた株主総会の決議の定数および、あるいは採用についての条項は、(1)項で述べられた取締役会の活動を承認するための株主総会の決議にも同様に適用される。

第 103 条

代理権の付与

取締役会は、書面で、(老) 1名あるいはそれ以上の会社従業員あるいは他の人物に、会社のためあるいはそれを代表して、代理委任状に記述された特定の合法活動を実行するための代理権を与えることができる。

第 104 条

倒産の責任

- (1) 取締役会は、事前株主総会の承認を得ること無しに、倒産および負債支払義務の保留についての法律の下に定められた条項を損なうこと無しに、会社の頭越しに商業法廷に対して倒産の要請を提出する権限を持たない。
- (2) 取締役会の不履行あるいは怠慢により(1)項で述べられた倒産が起き、そしてその倒産に関係する会社の義務を全て支払うために資産が十分でない場合、取締役会のメンバーは合同であるいは個別に、倒産した資産の未払いの全ての義務に対して責任を負う。
- (3) (2)項で述べられた責任は、倒産の宣言の(五) 5年の期間に溯り、取締役会の立場にありながら不履行や怠慢があったとされる取締役会のメンバーにも適用される。
- (4) 取締役会のメンバーは、以下のことが証明された場合は、(2)項で述べられた会社の倒産における責任は負わされない：
 - a. そのような倒産は彼の不履行あるいは怠慢の結果ではない；
 - b. 彼は目的と目標を達成することにおいて、誠意、分別、そして全責任を持って会社の経営を実践して来た；
 - c. 会社の経営上、直接的あるいは間接的に、利害の衝突は無い；ならびに
 - d. 倒産を避けるための予防的措置を取っていた。
- (5) (2)項、(3)項ならびに(4)項で述べられた条項は、第三者からの提訴に基づき倒産を宣言した会社の取締役会にも適用される。

第 105 条

解任の手続き

- (1) 取締役会のメンバーは、理由を明確にすることで、株主総会の決議に基づき、随時解任されることが出来る。
- (2) (1)項で述べられた取締役会のメンバーを解任するための決議は、件のメンバーが株主総会において、自身の弁護をする機会を与えられた後に採用される。
- (3) (2)項で述べられた取締役会のメンバーを解任するための決議が、第 91 条で述べられたように株主総会の招集無しで採用される場合、取締役会の件のメンバーは解任の計画に関して最初に通知され、その解任に関する決議の前に自身を弁護するための機会が与えられる。

- (4) (2)項で述べられた弁護の機会は、取締役会の件のメンバーがその解任に対して異議を示さない場合は必要と見做されない。
- (5) 取締役会のメンバーの解任は以下の時点において有効となる：
- a. (1)項で述べられた株主総会の閉会；
 - b. (3)項で述べられた決議日；
 - c. (1)項で述べられた株主総会の決議において決められた日；
 - d. (3)項で述べられた決議において決められた他の日。

第 106 条

停職の手続き

- (1) 取締役会のメンバーは、理由を明確にすることで、監査役会により一時的に停職させられることが出来る。
- (2) (1)項で述べられた一時停職は、取締役会の件のメンバーに対して書面で通知される。
- (3) (1)項で述べられた取締役会の件のメンバーは、第 92 条(1)項、第 98 条(1)項で述べられた責務を行う権限を持たない。
- (4) 停職日の遅くとも（参拾）30 日の期間内に、株主総会が召集される。
- (5) (4)項で述べられた株主総会において、取締役会の件のメンバーは自身を弁護するための機会が与えられる。
- (6) 株主総会はその停職に関する決議を取り消すかあるいは確定する。
- (7) 株主総会が停職についての決議を確定した場合、取締役会の件のメンバーは永久に解任される。
- (8) (4)項で述べられた株主総会の経過後（参拾）30 日の期間内に召集されない、あるいは株主総会がいかなる決議も採択しない場合、その停職は無効と宣言される。
- (9) 発行者については、株式市場の規制が(4)項および(8)項で述べられた株主総会に適用される。

第 107 条

辞任の手続き

以下の件は定款において規定される：

- a. 取締役会のメンバーの辞任の手続き；
- b. 取締役会のメンバーの空席を埋めるための手続き；

- c. 取締役会の全てのメンバーが機能不可あるいは停職の場合の、経営を代行し会社を代表するための権限を有するその他の関係者。

第 2 部

監査役会

第 108 条

監査役会の責務

- (1) 監査役会は会社あるいはその事業に双方に関連して、経営方針、全般的な経営の実践に対する監督を行い、取締役会に助言を提供する。
- (2) (1)項で述べられた監督および助言は、会社の利益のために、ならびに会社の目的と目標に則り行われる。
- (3) 監査役会は（壺）1名のメンバーあるいはそれ以上からなる。
- (4) （壺）1名を超えるメンバーからなる監査役会は委員会を構成し、監査役会のメンバーは監査役会の決議に則るという条件の下、個別に行動することは出来ない。
- (5) 公債募集、債権発行に関わる会社あるいは株式発行者は最低（式）2名の監査役会メンバーを有する。

第 109 条

イスラム戒律監督会

- (1) 監査役会を持つ代わりにイスラム戒律原理に基づく事業活動を持つ会社は、イスラム戒律監督会を持つことが義務付けられる。
- (2) (1)項で述べられたイスラム戒律監督会は、インドネシア・イスラム聖職者協会 (*Majelis Ulama Indonesia*)の推薦に基づき株主総会により指名された、（壺）1名あるいはそれ以上のイスラム戒律の専門家からなる。
- (3) (1)項で述べられたイスラム戒律監督会は、イスラム戒律原則を遵守した会社の活動を監督するのと同様に、取締役会に対して助言と提言を提供する責務を持つ。

第 110 条

監査役会メンバーの条件

- (1) 取締役会メンバーとして指名される資格のある者は、合法活動が可能な個人とするが、指名される前の（五）5年の期間内に以下に該当する場合は除く：
 - a. 彼または彼女は：
 - b. 破産を宣告された；

- c. 会社の破産を引き起こしたとの判決を下された取締役会のメンバーあるいは監査役会のメンバーであった；あるいは
 - d. 国家ならびに、あるいは財務分野の関連先に財務上の損失を引き起こしたとの犯罪的な違法行為の判決を下された。
- (2) (1)項で述べられた要件は規制に基づき追加要件を定める、関連する専門機関についての可能性を回避しない。
 - (3) (1)項ならびに(2)項で述べられた要件に対して遵守していることは、会社により保管されている書簡により証明される。

第 111 条

監査役会メンバーの指名

- (1) 監査役会のメンバーは株主総会により指名される。
- (2) 監査役会のメンバーの指名は、第 8 条(2)項文字 b で述べられた設立証書に定められた発起人により最初に行われる。
- (3) 監査役会のメンバーは特定の期間について指名され、再指名されることが出来る。
- (4) 定款は監査役会のメンバーを指名し、交代させ、ならびに解任するための手順を規定すると共に、監査役会のメンバーの候補指名をするための手順も規定する。
- (5) 監査役会のメンバーの指名、交代、ならびに解任に関連する株主総会決議は、指名、交代、ならびに解任の有効日も定める。
- (6) 株主総会が取締役会のメンバーの指名、交代、ならびに解任の有効日を定めない場合は、株主総会の閉会が前述の日付として有効になる。
- (7) 監査役会のメンバーの指名、交代、ならびに解任においては、取締役会は株主総会の決議の日から遅くとも（参拾）30 日の期間内に、会社登記に登録されるよう、監査役会のメンバーの変更を大臣に通知する。
- (8) (7)項で述べられた通知が行われなかった場合、大臣は取締役会により大臣宛てに申請された監査役会のメンバー構成の変更の通知を拒絶する。

第 112 条

監査役会メンバーの解任

- (1) 第 110 条(1)項および(2)項に定められた要件に従わない監査役会の指名は、法律により、取締役会あるいは監査役会の他のメンバーがその要件に遵守していないことを認識した時点で無効となる。
- (2) 認識されてから遅くとも（七）7 日の期間内に、取締役会は、件の監査役会の指名が無効であることを新聞紙上で告知し、会社登記に登録すべく大臣に通知する。

- (3) 指名の無効の以前に(1)項に述べられた監査役会のメンバーにより、会社のため、あるいは代表して行われた合法活動は、拘束力を維持し、会社の責任となる。
- (4) (2)項で述べられた条項は、第 114 条および第 115 条で述べられる会社の損失に対する件の監査役会のメンバーの責任を軽減させるものではない。

第 113 条

監査役会メンバーの報酬

取締役会のメンバーの給与あるいは報酬ならびに手当の額に関連する条項は株主総会の決議に基づき決められる。

第 114 条

監査役会メンバーの責任

- (1) 監査役会は第 108 条(1)項に述べられた通り、会社の監督についての責任を負う。
- (2) 監査役会の各メンバーは、会社の利益のために、第 108 条(1)項に述べられたように、誠意、分別そして全面的な責任を持って監督責務を果たし、取締役会に対して助言を提供し、会社目的や目標に従うことが義務づけられる。
- (3) (2)項で述べられた条項に則り、監査役会の各メンバーは、会社の損失がその責務の実践における不履行または怠慢の結果である場合、全面的あるいは個人的に責任を負う。
- (4) 監査役会が (式) 2 名以上のメンバーからなる場合、(3)項で述べられた責任は、共同であるいは個別に監査役会の各メンバーに適用される。
- (5) 監査役会のメンバーは、以下のことが証明された場合は、(3)項で述べられた損失に対する責任を負わない：
 - a. 目的および目標の遂行において、会社の利益について誠意と分別を持って会社の監督を実践した；
 - b. 損失を招いた取締役会の会社経営について直接的あるいは間接的に利害の衝突が無い；そして
 - c. その損失の発生あるいは継続を避けるために、取締役会に対して助言を提供していた。
- (6) 会社を代表して、投票権を持つ株式総数の少なくとも (壱拾分の壱) 1/10 を代表する株主は、不履行あるいは怠慢により会社に対して損失を招いた監査役会のメンバーを地方裁判所に提訴することが出来る。

第 115 条

倒産の責任

- (1) 取締役会により行われた経営に係る監督責務に絡み、監査役会の不履行あるいは怠慢により(1)項で述べられた倒産が起き、そしてその倒産に係る会社の義務を全て支払うために資産が十分でない場合、監査役会のメンバーは合同であるいは個別に、取締役会と共に、倒産した資産の未払いの全ての義務に対して責任を負う。
- (2) (1)項で述べられた責任は、倒産の宣言の(五)5年の期間に溯り、監査役会の立場にありながら不履行や怠慢があったとされる取締役会のメンバーにも適用される。
- (3) 監査役会のメンバーは、以下のことが証明された場合は、(1)項で述べられた会社の倒産における責任は負わされない：
 - a. そのような倒産は彼の不履行あるいは怠慢の結果ではない；
 - b. 彼は目的と目標を達成することにおいて、誠意、分別、そして全責任を持って会社の経営を実践して来た；
 - c. 会社の損失を起こした取締役会の会社経営に、直接的あるいは間接的に、個人的な利害関係は無い；ならびに
 - d. そのような損失を避けるために、取締役会に対して助言を提供して来た。

第 116 条

監査役会の義務

監査役会は以下のことを義務付けられる：

- a. 監査役会会議の議事録の準備および保管；
- b. 会社内およびたの会社での自身および、あるいは親類による株式保有に関する会社への報告；ならびに
- c. 前会計年度内に行われた監督業務に関する株主総会への報告書の提出。

第 117 条

監査役会の権限

- (1) 細かい合法活動を行う中での取締役会に対して承認あるいは支援を提供するための監査役会への権限の付与は定款に定められる。
- (2) 定款が監査役会の承認あるいは支援無しで(1)項で述べられた権限の付与についての要件を定める場合、そのような合法活動を行うその他の関係者が誠意を示す限りは、その合法活動は有効であり会社を拘束する。

第 118 条

監査役会による経営

- (1) 定款あるいは株主総会の決議に基づき、監査役会は特定の条件の下、特定の期間において、会社の経営を行うことが出来る。

- (2) (1)項で述べられた特定の条件の下、特定の期間において、会社の経営を行う監査役会には、会社の取締役会ならびに第三者の権利、権限および義務に関する全ての条項が適用される。

第 119 条

解任の手続き

第 105 条で述べられた取締役会のメンバーの解任に関する条項は、監査役会のメンバーの解任についても同様に適用される。

第 120 条

代表監査役

- (1) 会社の定款は (壱) 1 名以上の社外監査役に関し、そして代表監査役として (壱) 1 名について定めることが出来る。
- (2) (1)項で述べられた社外監査役は、主要株主、取締役会および、あるいはその他の監査役会のメンバーと提携関係の無い関係者から、株主総会の決議に基づき指名される。
- (3) (1)項で述べられた代表監査役は、監査役会会議の決議に基づき指名された監査役会メンバーからなる。
- (4) 代表監査役の責務ならびに権限は、監査役会の責務ならびに権限に反しないこと、そして取締役会により行われる経営責務を低下させないことを条件に、会社の定款に定められる。

第 121 条

監査役会委員会

- (1) 第 108 条で述べられた監督責務を行う中で、監査役会は 1 名以上の監査役会メンバーからなる委員会を設立することが出来る。
- (2) (1)項で述べられた委員会は監査役会に対する責任を負う。

第 8 章

吸収合併、解散、買収および分割

第 122 条

吸収合併される会社の解散

- (1) 吸収合併および対等合併は吸収合併あるいは対等合併される会社の合法的な解散の原因となる。

(2) (1)項で述べられた会社の解散は、事前の清算が行われること無しで起こり得る。

(3) (2)項で述べられた会社の解散の場合は；

- a. 吸収合併あるいは対等合併される会社の資産ならびに負債は、存続する会社、ならびに合併の結果である会社に合法的に譲渡される。
- b. 吸収合併あるいは対等合併される会社の株主は、法律により、吸収合併される会社を引き受ける会社、あるいは同様に合併の結果である会社の株主となる；そして
- c. 吸収合併あるいは対等合併される会社は、吸収合併あるいは対等合併の発効日付けで合法的に解散される。

第 123 条

合併計画の作成

(1) 吸収合併される会社および存続する会社の双方の取締役会は、吸収合併計画を準備する。

(2) (1)項で述べられた吸収合併計画は少なくとも以下のことからなる：

- a. それぞれの会社の名前および本籍地；
- b. 吸収合併される会社の取締役会からの理由と説明、ならびに合併の要件；
- c. 必要に応じ、吸収合併される会社の株式の存続する会社への評価と変換の手続き；
- d. 必要に応じ、存続する会社の定款の変更の計画；
- e. 併合される双方の会社の最低でも（参）3 会計年度分の、第 66 条(2)項文字 a で述べられた財務報告書；
- f. 吸収合併される会社の事業活動の今後の計画あるいは終結；
- g. インドネシアにおいて一般的な会計原則に則った存続会社の定型的な貸借対照表；
- h. 合併される会社の取締役会のメンバー、監査役会のメンバー、ならびに従業員の資格、権利、および義務の整理手続き；
- i. 第三者と吸収合併を行う会社の権利および義務の整理手続き；
- j. 会社の吸収合併に賛同しない株主の整理手続き；
- k. 存続する会社の取締役会および監査役会のメンバーの名前、ならびに彼らの給与、報酬および手当；
- l. 吸収合併の実行に関連する予想日程；

- m. 吸収合併を行うそれぞれの会社からの状況、進捗、ならびに成果についての報告書；
 - n. 吸収合併を行うそれぞれの会社の主な事業活動、ならびに現在の会計年度内に起きた変更；ならびに
 - o. 吸収合併を行う会社の活動に影響を与えている、現在の会計年度内に上がっている課題の詳細。
- (3) それぞれの会社の監査役会で承認された(2)項で述べられた吸収合併計画はそれぞれの株主総会に承認を得るために提出される。
- (4) 本法律の条項の他の規制は、一般的な規制に則り関係する機関からの承認を事前に得ることが要求されていることを条件に、吸収合併を行う特定の会社にも適用される。
- (5) (1)項から(4)項までに述べられた条項は、一般的な株式市場の規制が他に定めない限り、上場企業にも適用される。

第 124 条

同上

第 123 条で述べられた条項は、対等合併される会社にも同様に適用される。

第 125 条

買収計画の作成

- (1) 買収は会社の取締役会あるいは株主からその会社により発行された、あるいは発行されるべき株式を買い取る方法で行われる。
- (2) 買収は法人あるいは個人により行われる。
- (3) (1)項で述べられた買収は会社の支配の変更を生じる株式の買収からなる。
- (4) 買収が会社形態の法人により行われる場合、そのような買収は、定数ならびに第 89 条で述べられたそのような株主総会における決議の採択に関連する条項を満たした株主総会の決議に基づく。
- (5) 買収が取締役会を通じて行われる場合、買い取る側は対象となる会社に対して、買収を行う旨の意思を提示する。
- (6) 対象となる会社ならびに買い取る会社の取締役会はそれぞれの監査役会の承認に従う形で、少なくとも以下のことからなる買収計画を準備する：
- a. 買い取る会社および対象となる会社の名前と本籍地；
 - b. 買収を行う会社の取締役会、ならびに対象となる会社の取締役会からの理由および説明；

- c. 買い取る会社および対象となる会社の現在の会計年度の第 66 条(2)項文字 a で述べられた財務報告書；
 - d. 買収の支払が株式の形で行われる場合、置き換え株式に対する対象会社からの株式評価と変換の手続き；
 - e. 買い取られる株式の数；
 - f. 基金のの準備状況
 - g. 提案された買収がインドネシアにおける一般的な会計原則に則っていることを条件した、対象会社の定型的な合併貸借対照表；
 - h. 買収に賛同しない株主の権利の整理手続き；
 - i. 対象となる会社の取締役会のメンバー、監査役会のメンバー、ならびに従業員の資格、権利、および義務の整理手続き；
 - j. 株主から会社の取締役会への株式の指定の期間を含む、買収の実行に関連した予想日程；
 - k. 必要に応じ、買収の結果である会社の定款の変更の計画。
- (7) 株式の買収が株主から直接行われた場合、(5)項から(6)項まで述べられた条項は適用されない。
- (8) (7)項で述べられた買収は、株式の権利の譲渡に関連した対象となる会社の定款の条項、ならびに会社とその他の関係者との間に結ばれた合意に則り行われる。

第 126 条

利害関係者への配慮

- (1) 吸収合併、対等合併、買収、あるいは分割は以下の利害を鑑み行われる：
- a. 会社、少数株主、会社の従業員；
 - b. 債権者、会社のその他の事業パートナー；ならびに
 - c. 地域社会ならびに事業実行上の公正な競争。
- (2) (1)項で述べられた吸収合併、対等合併、あるいは分割に関する株主総会の決議に賛同しない株主は、第 62 条で述べられた権利のみを行使する。
- (3) (2)項で述べられた権利の履行は吸収合併、対等合併、買収、あるいは分割の処理を妨害しない。

第 127 条

吸収合併、対等合併、買収、および分割の告知

- (1) 吸収合併、対等合併、買収、および分割に関連する株主総会の決議は、第 87 条(1)項ならびに第 89 条の条項に則って採択された場合に有効となる。
- (2) 吸収合併、対等合併、買収、および分割を行う会社の取締役会は、少なくとも（壱）1 社の新聞紙上でその計画の概要を告知することが義務付けられ、株主総会への通知に先立ち遅くとも（参拾）30 日の期間前に、吸収合併、対等合併、買収、および分割を行う会社の従業員に対して書面で告知する。
- (3) (2)項で述べられた告知は、株主総会の日付の告知の日付で、関係者は吸収合併、対等合併、買収、および分割の計画書を会社の事務所で得られる旨の通知を含む。
- (4) 債権者は、計画に則った吸収合併、対等合併、買収、および分割に関連する(2)項で述べられた告知の遅くとも（壱拾四）14 日の期間内に会社に対して異議を申立てることが出来る。
- (5) (4)項で述べられた期間内に債権者が異議を示さない場合、債権者は吸収合併、対等合併、買収、および分割に賛同したものと見做される。
- (6) 取締役会が株主総会の日までに(4)項で述べられた債権者の異議を解決しない場合、その異議は解決されるべく株主総会において取り上げられる。
- (7) (6)項で述べられた解決が得られなかった場合、吸収合併、対等合併、買収、および分割を行うことは出来ない。
- (8) (2)項、(4)項、(5)項、(6)項、ナラビニ(7)項で述べられた条項は、第 125 条で述べられた会社の株主から直接行われた買収に関する告知についても同様に適用される。

第 128 条

吸収合併、対等合併、買収、および分割の証書

- (1) 株主総会において承認された吸収合併、対等合併、買収、および分割の計画は、インドネシア語で公証人の立会の下で作成される吸収合併、合併、買収、および分割の証書へと進む。
- (2) 株主から直接的に行われる買収の証書は、インドネシア語で公証人証書に表記することが義務付けられる。
- (3) (1)項で述べられた合併の証書は、合併の結果である会社の設立証書の作成のための基礎となる。

第 129 条

吸収合併の証書

- (1) 会社の吸収合併の証書の写しは以下のものに添付される：
 - a. 第 21 条(1)項で述べられた大臣の承認を得るための申請；あるいは
 - b. 第 21 条(3)項で述べられた定款の変更に関連した大臣一の通知。

- (2) 吸収合併に定款変更を伴わない場合、吸収合併の証書の写しは会社登記簿に登録すべく大臣に提出される。

第 130 条

吸収合併の証書の同封

吸収合併の証書の写しは、第 7 条(4)項で述べられた、合併の結果としての会社の法人資格の批准に関連する大臣証書を得るための申請書に同封される。

第 131 条

買収証書の添付

- (1) 買収証書の写しは、第 21 条(3)項で述べられた定款の変更に関連する大臣への通知書に添付される。
- (2) 買収が株主から直接的に実施される場合、株式の権利に関連する譲渡の証書の写しが株主構成の変更に関連する大臣への通知に書に添付される。

第 132 条

登記と広告

第 29 条および第 30 条で述べられた条項は、吸収合併、対等合併、買収、および分割にも適用される。

第 133 条

合併の告知

- (1) 存続会社の取締役会、合併される会社の取締役会は、吸収合併あるいは対等合併の発効日の遅くとも（参拾）30 日の期間内に、（壱）1 社以上の新聞紙上で対等合併あるいは吸収合併の結果を告知する。
- (2) (1)項で述べられた条項は、株式が買収された会社の取締役会にも適用される。

第 134 条

政府の規制

会社の吸収合併、対等合併、あるいは買収に関連する条項の実施は政府の規制によりさらに規定される。

第 135 条

会社の分割

- (1) 分割は以下の方法で行うことが出来る：

- a. 純粋な分割；あるいは
 - b. 非純粋な分割。
- (2) (1)項文字 a で述べられた純粋な分割は、会社の全ての資産ならびに負債が合法的にその譲渡を受ける(弐)2社以上の会社に譲渡されることになり、分割を行う会社は、法律により、解散される。
- (3) (1)項文字 b で述べられた非純粋な分割は、会社の一部の資産ならびに負債が合法的にその譲渡を受ける(壱)1社以上の会社に譲渡されることになり、分割を行う会社は存続する。

第 136 条

政府の規制

会社の分割に関連する条項の実施は政府の規制によりさらに規定される。

第 137 条

上場会社への適用

株式市場の規制が他に定めない場合、第 8 章で述べられた条項は上場会社にも適用される。

第 9 章

会社の査察

第 138 条

査察の手続き

- (1) 会社の査察は以下のことについて疑義がある場合にデータあるいは説明を得る目的で行われることがある：
- a. 会社が、株主あるいは第三者に対して負の影響を及ぼすかもしれない違法行為を行った；あるいは
 - b. 取締役会あるいは査察役会のメンバーが、株主あるいは第三者に対して負の影響を及ぼすかもしれない違法行為を行った。
- (2) (1)項で述べられた査察は、司法権が会社の本籍地を管轄する地方裁判所への、理由を添えた書面での申請書を提出することで実施される。
- (3) (2)で述べられた申請書は以下により提出される：
- a. 投票権を持つ株式総数の少なくとも(壱拾分の壱)1/10を代表する(壱)1名以上の株主；

b. 規制、会社の定款、あるいは会社との契約に基づき査察の申請を提出ための権限を与えられたその他の関係者；あるいは

c. 公的な検察事務所

- (4) (3)項で述べられた申請は株主総会においてデータあるいは情報を提供することを会社に要請した後に、会社がそのようなデータや情報を提供しない場合に提出される。
- (5) 会社のデータや情報を得るための申請、あるいはデータや情報を得るための査察の申請は、合理的な理由と誠意に基づく。
- (6) (2)項、(3)項、ならびに(4)項で述べられた条項は、株式市場の規定が別に定める可能性を排除しない。

第 139 条

査察の専門家

- (1) 地方裁判所の長官は第 138 条で述べられた申請を却下あるいは受理することが出来る。
- (2) (1)項で述べられた地方裁判所の長官は、申請が合理的な理由に基づいていない場合および、あるいは誠意に基づいて行われていない場合はそれを却下する。
- (3) その申請が受理された場合、地方裁判所の長官は査察に関連する命令を発行し、必要なデータあるいは情報を得る目的での査察を行うための最多(参) 3名のメンバーの専門家を指名する。
- (4) 取締役会のメンバー、監査役会のメンバー、会社の従業員、コンサルタント、ならびに会社により指名された公認会計士は、(3)項で述べられた専門家としては指名されない。
- (5) (3)項で述べられた専門家は、必要と見做される会社の全ての書類ならびに資産を査察する権限が与えられる。
- (6) 取締役会のメンバー、監査役会のメンバー、会社の全ての従業員は、査察のために要求された全ての情報を提供することが義務付けられる。
- (7) (3)で述べられた専門家は査察結果の機密を守る。

第 140 条

査察結果報告書

- (1) 査察結果の報告書は、専門家の指名の日付の(九拾) 90日より遅くならない裁判所の命令に表記された期間内に、第 139 条で述べられた専門家により、地方裁判所の長官に対して提出される。
- (2) 地方裁判所の長官はその報告書の受領日の遅くとも(壹拾四) 14日の期間内に、査察結果報告書の写しを申請者ならびに件の会社に提供する。

第 141 条

査察のコスト負担

- (1) 査察を行うための申請が許可された場合、地方裁判所の長官は査察に関連する最大コストを決定する。
- (2) (1)項で述べられた査察コストは会社により支払われる。
- (3) 地方裁判所の長官は会社の申請において、(2)項で述べられた査察コストの全てあるいは一部の補完を、取締役会のメンバー、および、あるいは監査役会のメンバーに負わせることが出来る。

第 10 章

法人としての会社の解散、清算および終了

第 142 条

解散の手続き

- (1) 会社の清算は以下により発生する：
 - a. 株主総会の決議に基づき；
 - b. 定款に定められた会社の存続期間の終了により；
 - c. 裁判所の命令に基づき；
 - d. 商業法廷の拘束力のある命令に基づき取り消された倒産宣言、ならびに会社の倒産資産が倒産コストを支払うのに十分でないことにより；
 - e. 会社の倒産資産が倒産ならびに負債支払保留に関連する法律で規定される返済不能の状態にあることが宣言されていたことにより；あるいは
 - f. 会社の事業許可の取り消しの結果、会社が一般的な規制に則り清算を行うことを義務付けられたことによる。
- (2) (1)項で述べられた会社の解散が発生した場合：
 - a. 解散に引き続き清算人あるいは管財人による清算が行われる；そして
 - b. 清算の目的で会社の事業の全てを整理することが要求された場合を除き、会社は如何なる合法活動も行う能力を持たない。
- (3) 株主総会の決議に基づき解散となった場合、定款に設定された存続期間は終了し、あるいは商業法廷の命令に基づく破産の取り消しにより、そして株主総会が清算人を指名しないことにより、取締役会が清算人として行動する。

- (4) 会社の解散が(1)項で述べられた倒産の取り消しに基づいて起きた場合、商業法廷は、同時に、倒産ならびに負債支払義務の保留に関連する法律に表記された条項に鑑み管財人の期限を決定する。
- (5) (2)項文字 b で述べられた条項が破られた場合、取締役会のメンバー、監査役会のメンバー、ならびに会社は共同で、あるいは個別に責任を負う。
- (6) 取締役会のメンバーについての指名、停職、解任、権限、義務、責任、そして監督に関連する条項は、清算人についても同様に適用される。

第 143 条

清算中の取り扱い

- (1) 会社の解散は、清算の完了および清算人の報告が株主総会あるいは裁判所により受理されるまで、会社が法人としての資格を失うことにはならない。
- (2) 解散に伴い、『清算中』の標記が会社から出される文書に添付される。

第 144 条

解散の決議

- (1) 取締役会、監査役会、あるいは投票権を持つ株式総数の少なくとも（壱拾分の壱）1/10 を代表する（壱）1 名以上の株主は、株主総会に対して会社の解散に関連する提案を提出することが出来る。
- (2) 会社の解散に関連する株主総会の決議は、第 87 条(1)項ならびに第 89 条に述べられた条項に則り採択される場合に有効となる。
- (3) 会社の解散は、本件を定めた株主総会決議の日付で有効となる。

第 145 条

会社の存続期間

- (1) 会社の解散は、定款に定められた会社の存続期間が経過した時点で合法的に発生する。
- (2) 会社の存続期間が経過した後の遅くとも（参拾）30 日の期間内に、株主総会は清算人の指名を決議する。
- (3) 取締役会は、定款に表記された会社の存続期間が経過した後は、会社を代表して合法活動を行うことはない。

第 146 条

解散の要求

- (1) 地方裁判所は以下からの要求により会社を解散させることが出来る：

- a. 会社は公共の利益を犯した、あるいは会社は規制を犯すことになる活動を実践したとの理由に基づく検察事務所からのもの；
- b. 設立証書が不備であることが見付かったとの理由に基づく関係者からのもの；
- c. 会社をこれ以上運営するのが不可能であるという理由に基づく株主、取締役会、あるいは監査役会からのもの；

(2) 裁判所の命令には、清算人の指名も表記される。

第 147 条

解散の通知

(1) 会社解散の日付から遅くとも（参拾）30 日の期間内に、清算人は以下に対して通知することが義務付けられる：

- a. 会社の解散に関連する全ての債権者に、新聞ならびにインドネシア共和国の官報で会社の解散を告知する；そして
- b. 会社の解散を大臣に、会社は清算中であることを会社登記簿に登録されるべく通知する。

(2) (1)項文字 a で述べられた新聞ならびにインドネシア共和国の官報での解散の通知は以下からなる：

- a. 会社の解散およびその法的根拠；
- b. 清算人の名前および住所；
- c. 要求を申請する手続き；そして
- d. 要求を申請する期間

(3) (2)項文字 d で述べられた支払のための要求を申請する期間は、(1)項で述べられた告知の日付から（六拾）60 日とする。

(4) (1)項文字 b で述べられた大臣への通知は、以下の証拠を同封する：

- a. 会社解散の法的根拠；そして
- b. (1)項文字 b で述べられた新聞での債権者への通知。

第 148 条

清算人の責任

(1) 第 147 条で述べられた債権者ならびに大臣への通知が実施されなかった場合、会社の解散は第三者にとっては有効とはならない。

- (2) (1)項で述べられた通知を行うことの清算人の怠慢の場合は、清算人は会社と共同であるいは個別に第三者が蒙った損失に対する責任を負う。

第 149 条

清算人の義務

- (1) 清算の処理期間中の会社資産の整理を行う上での清算人の義務には以下の実践もある：
- a. 会社の資産および負債の登録と収集；
 - b. 清算結果を勘案した資産分配の計画に関連する新聞紙上ならびにインドネシア共和国官報での告知；
 - c. 債権者に対する支払；そして
 - d. 全ての株主に対する残存資産の支払；そして
 - e. 資産整理の実施の目的に必要なその他の手段。
- (2) 清算人が、会社の負債が会社の資産よりも大きいと試算した場合、清算人は、規制により特に表記されない限り、会社の倒産に関連する要求を申請することが義務付けられ、身元および住所が知られている全ての債権者は、法廷の外で行われるべき整理について合意する。
- (3) 債権者は、(1)項文字 b で述べられた告知日から遅くとも（六拾）60 日の期間内に、清算の結果である会社の資産を配分する計画に対して異議を申し立てることが出来る。
- (4) (3)項で述べられた異議の申し立てが清算人により却下された場合、債権者はその却下の日付から遅くとも（六拾）60 日の期間内に地方裁判所に要求を申請することが出来る。

第 150 条

債権者による請求

- (1) 第 147 条(3)項で述べられた期間に則り支払の要求を申請しており、そして清算者により却下されて来た債権者は、その却下の日付から遅くとも（六拾）60 日の期間内に地方裁判所に要求を申請することが出来る。
- (2) 支払の要求を申請して来なかった債権者は、第 147 条(1)項で述べられた、会社の解散が告知された時から（弐）2 年の期間内に地方裁判所を通じてそのような問題を申請することが出来る。
- (3) (2)項で述べられた債権者により申請される要求は、株主に分配された清算の結果としての残存資産がある場合に行われることがある。

- (4) 清算の結果としての残存資産が株主に分配され、(2)項で述べられた債権者にとっての売掛金がある場合、地方裁判所は株主に分配された資産を残存資産を再収集するよう清算人に指示する。
- (5) 株主は、売掛金の総額に対する受取額の比率で、(4)項で述べられた清算の結果としての残存資産を返還することが義務付けられる。

第 151 条

清算人の解任

- (1) 清算人が第 149 条で述べられた義務を實踐することが不可能な場合、関係者からの要求に基づき、あるいは検察事務所からの要求に基づき、地方裁判所の長官は新しい清算人を指名し、現在の清算人を解任することが出来る。
- (2) (1)項で述べられた清算人の終了は、本人の事情聴取のために件の人間が招聘された後に行われる。

第 152 条

法人資格の消滅

- (1) 清算人は会社の清算のために自身を指名した株主総会あるいは地方裁判所に対して責任を負う。
- (2) 管財人は会社の清算についての監督判事に対する責任を負う。
- (3) 清算人は、株主総会が清算人の全任務を解いた後、あるいは地方裁判所が指名された清算人の報告書を受理した後、大臣に報告し、新聞紙上で清算処理の最終結果を告知することが義務付けられる。
- (4) (3)項で述べられた条項は、監督判事により受理された報告書の管財人にも適用される。
- (5) 大臣は、(3)項および(4)項で述べられた条項が達成された後、会社の法人としての資格の消滅を登録し、会社登記簿からその会社の名前を消去する。
- (6) (5)項で述べられた条項は、吸収合併、合併、あるいは分割による法人としての会社の資格の消滅にも適用される。
- (7) (3)項ならびに(4)項で述べられた通知および告知は、清算人あるいは管財人の報告書が株主総会、裁判所、あるいは監督判事により受理された日付の遅くとも（参拾）30 日の期間内に行われる。
- (8) 大臣はインドネシア共和国の官報にて法人としての会社資格の消滅を告知する。

第 11 章

費用

第 153 条

費用の取り扱い

以下の費用に関連する条項：

- a. 会社の名前を使うための承認取得；
- b. 法人としての会社資格の批准取得；
- c. 定款の変更の承認取得；
- d. 会社登記簿に表記されているデータ上の情報取得；
- e. 本法律、インドネシア共和国官報、ならびにインドネシア共和国官報補足で義務付けられた告知；
- f. 法人としての会社資格の批准、あるいは会社定款の変更の承認に関連する大臣証書の写しの取得

これらは政府の規定により規制される。

第 12 章

諸条項

第 154 条

株式市場の規制

- (1) 本法律の条項は、一般的な株式市場の規制が他に定めない範囲内で、上場会社に対しても適用される。
- (2) 本法律の条項を除外している株式市場の規制は、ここに定められる会社の法的原則に相反するものではない。

第 155 条

刑法との関係

本法律において規定される過失や怠慢における取締役会および、あるいは監査役会の責任に関連する条項は、犯罪に関連する刑法において規定される条項を低減させることはない。

第 156 条

専門家チーム

- (1) 本法律を施行し展開させるため、会社法についての専門家チームが設立される。

(2) (1)項で述べられたチームのメンバーは以下の分野からなる：

- a. 政府；
- b. 専門家、経験者
- c. 学者、および
- d. 実業界

(3) 専門家チームはチーム独自の活動あるいは関係者からの要求で取得した設立証書や定款の変更を検証する権限を有すると共に、その検証の結果に対する意見を大臣に提供する。

(4) 専門家チームの権限、組織構造、および手法に関連するさらなる条項は、大臣規定により規制される。

第 13 章

その他条項

第 157 条

定款の修正

(1) 本法律の適用の前に法人資格を取得している会社の定款や、大臣の承認あるいはそれへの通知がなされて会社登記簿に登録されている定款の変更については、本法律と相反しない場合には引き続き適用可能である。

(2) 本法律の発効時に法人資格を取得している会社の定款や、大臣の承認あるいはそれへの通知がなされている定款の変更については、本法律に合わせる義務を有する。

(3) 法律に基づいて法人資格を取得している会社は、本法律の発効日から（壱）1年の期間内に、本法律の条項に基づいて定款を修正することが義務付けられる。

(4) (3)項で述べられた期間内に定款の修正をしない会社は、検察事務所あるいは第三者からの要求により地方裁判所の決定に基づき清算されることがある。

第 158 条

強制的修正

本法律の発効日において、（壱）1年の期間内に第 36 条で述べられた要件に従わない会社は、本法律の条項に沿って修正される。

第 14 章

結び条項

第 159 条

本法律の有効期限

有限責任の会社に関連する 1995 年の法律第 1 号の規定の実施は、本法律に基づく新しい規定の実施に相反するか、あるいは取って代わられるまでの間有効である。

第 160 条

旧法の失効

本法律の発効日において、有限責任会社に関連する 1995 年法律第 1 号（インドネシア共和国官報 1995 年 11 月 13 日、インドネシア共和国官報補足第 3587 号）は、取り消され失効する。

第 161 条

官報への掲載

本法律はその制定の通り適用される。

遍く知れわたるよう、本法律はインドネシア共和国官報に掲載されるべく指示された。

ジャカルタにて立法化

2007 年 8 月 16 日

インドネシア共和国大統領

署名

スシロ・バンバン・ユドヨノ

ジャカルタにて制定

2007 年 8 月 16 日

インドネシア共和国法務人権大臣

署名

アンディ・マッタラッタ

インドネシア共和国官報 2007 年 106 号